令和８年第９回函南町教育委員会次第

日　時：令和８年９月30日（水）
　　午後１時10分～
会　場：函南町役場　３階　教育委員会室

１　開　　会

２　前回会議録の承認

３　教育長報告その他事務事業の報告

４　付議案件
議案第55号　要保護及び準要保護児童生徒の認定について
議案第56号　函南町いじめ防止等のための基本的な方針の一部改定について
議案第57号　スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱見直しの諮問について

５　報　　告
報告第14号　函南町学校給食費の管理に関する規則の一部改正について
報告第15号　函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の一部改正について
報告第16号　函南町立保育所給食費取扱要領の一部改正について
報告第17号　函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱の新規制定について
報告第18号　函南町教育委員会町職員の人事異動について

６　そ の 他
⑴　令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書（案）について
⑵　第65回静岡県市町教育委員会研修会の開催について
⑶　後援依頼について
ア　2027年度小学生のためのお仕事ノート熱海市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・函南町版
イ　三島・長泉子どもミュージカル第11回公演「ロンの花園」
ウ　令和８年度静岡県広域文化事業田方文化祭
エ　令和８年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座
オ　シゾクリPROJECT「2026静岡カップ」
カ　2026　函南・みんなの平和展

⑷　次回委員会開催予定
令和８年10月29日（木）13：10～　函南町役場３階　教育委員会室
※　同日午前中に、学校等訪問を実施します。
（西小、二葉こども園、桑村小（給食試食））
８時50分に役場１階ロビーにご参集ください。
事前に配付してあります「学校・園経営書」をご持参ください。

教育長関係報告事項

令和８年９月30日（水）

月日	曜日	内　　容
8月26日	水	・スクールアドバイザーあいさつ運動（7：30～） ・10月１日採用職員採用試験３次試験（15：00～）
8月27日	木	・町内校長会（8：30～）
9月1日	火	・静東教育事務所人事管理訪問［東中］（9：00～）
9月3日	木	・子ども・子育て会議（19：00～）
9月4日	金	・就学支援委員会（13：30～）
9月7日	月	・臨時企画会議（9：00～）
9月8日	火	・静東教育事務所人事管理訪問［丹那小・東小］（8：00～） ・静東教育事務所地域支援課訪問［東中］（9：00～）
9月9日	水	・議会９月定例会（9：00～）
9月10日	木	・議会９月定例会（9：00～）
9月11日	金	・議会９月定例会（9：00～） ・田方地区臨時教育長会（13：00～）
9月14日	月	・企画会議（9：00～）
9月15日	火	・議会９月定例会（9：00～） ・環境美化啓発ポスター教育長賞選考（16：00～）
9月16日	水	・静東教育事務所地域支援課訪問［函南小］（8：30～）
9月17日	木	・議会９月定例会（9：00～） ・田方地区臨時教育長会（16：00～）
9月18日	金	・秋の交通安全運動一斉街頭広報（7：10～） ・議会９月定例会（9：00～）
9月24日	木	・静岡大学教育実習等運営協議会（10：00～）
9月25日	金	・函南町文化祭開会式（9：30～） ・表敬訪問（16：00～） 〇ブラジリアン柔術世界大会 小川 龍乃丞（おがわ りゅうのすけ）（函南中学校3年） ・GI部門：金メダル　・NO-GI部門：金メダル 小川 樟乃丞（おがわ しょうのすけ）（函南小学校6年） ・GI部門：準々決勝敗退　・NO-GI部門：銀メダル ・地域懇談会〔上沢区〕（19：00～）
9月28日	月	・課長等連絡会議（8：35～） ・企画会議（9：00～） ・静岡県教員育成協議会（13：00～） ・地域懇談会〔畑毛区〕（19：00～）
9月29日	火	・町内校長会（8：30～）
9月30日	水	・教育委員会定例学校等訪問（9：00～） ・函南町定例教育委員会（13：10～）

議案第55号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第56号

函南町いじめ防止等のための基本的な方針の一部改定について

函南町いじめ防止等のための基本的な方針の一部を別紙のとおり改定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

提案理由

静岡県いじめ防止等のための基本的な方針の改定により、学校いじめ防止基本方針に記載すべき事項等が明確化されたため、町の基本方針において所要の改定をするものです。これにより、静岡県版 SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング～新・人間関係づくりプログラム～）の実施、いじめ対応フロー図、いじめ対策年間計画等を各校の学校いじめ防止基本方針に明示し、より実効的ないじめ防止対策の充実を推進します。

参考資料

函南町いじめ防止等のための基本的な方針

平成 26 年６月

函南町教育委員会

（改定　平成 30 年５月、令和８年９月）

― はじめに ―

～社会総がかりによるいじめ問題対策について～

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」
このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はこれに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。その後、令和５年には、「こども基本法」が施行され、令和６年には、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

静岡県では、平成26年に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成28年には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。いじめ防止をめぐる法制度や対策は、時代や子どもの実態をふまえ、絶えず見直されています。

函南町においても、これら国や県の最新の動向をふまえ、本町における基本姿勢と学校への指導指針をより強固なものにするため、本方針を改訂しました。本方針は、町内公立学校のいじめ防止対策を推進する上位指針です。各学校は、本方針を基準として自校の方針を策定するとともに、すべての子どもが安心して学校生活を送れるよう、組織的ないじめ防止対策を推進していきます。

令和８年９月
函南町教育委員会

第１　いじめの現状と基本理念

１　いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和６年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は、27,483件で、令和元年度以降、増加が続いています。いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

２　基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすること。
- 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- 学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

第２　いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」
これは、子ども、保護者、教職員だけでなく、地域住民などすべての人の願いです。
いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

１　いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（※児童等とは、児童生徒のことです。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる　など

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。

特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2　いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

「仲間はずれ、集団による無視」については、認知率が低く、第三者の目には見えにくい性質を持ち、周囲の子どもも気づかない可能性があることを踏まえて、小さな変化を見逃さないよう、より一層子どもの様子を注視する必要があります。

(1)　早期発見　ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、

子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

(2) 早期対応 ーいじめを受けた子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応することが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関等との連携 ー専門家とつながるー

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

・警察、児童相談所、スクールロイヤー、医療機関などの相談機関
・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

特に犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが示されています。（早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）文部科学省 平成25年5月）

第３ いじめの防止等のための対策

１ 町・町教育委員会が実施すること

町・町教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

町・町教育委員会は、「函南町いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した本町の基本的な方針については、適宜見直しを行うなど、いじめの防止等のため

の対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じます。また、設置する学校におけるいじめ防止基本方針については、策定状況を確認し、必要に応じて助言をします。

(2)　組織の設置

ア　函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会

町・町教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会を設置します。

- 学校、町教育委員会、児童相談所、地方法務局、保護司、警察、その他の関係者で構成します。
- 連絡協議会での取組が、学校におけるいじめの防止等にも活用されるよう、町教育委員会と連携します。

イ　函南町いじめ問題対策専門委員会

いじめ防止対策推進法第１４条第３項の規定に基づき、教育委員会の付属機関として函南町いじめ問題対策専門委員会を設置します。

- 委員会は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士及び教育委員会が適当と認める者で構成します。
- 調査主体が町教育委員会である事案について、教育委員会からの諮問に応じ、いじめに関する事案、重大事態に関する調査等を第三者的立場で行います。

ウ　函南町いじめ問題調査委員会

町長は、いじめ防止対策推進法第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行う必要があると認めるときは、法第30条第２項の規定に基づき函南町いじめ問題調査委員会を設置します。

- 委員会は、学識経験者、弁護士、精神科医、心理・福祉に係る専門的知識及び経験を有する者及び町長が必要と認める者で構成します。
- 町長が、重大事態に係る対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、函南町いじめ問題対策専門委員会が重大事態に関し行った調査結果について調査を行います。

(3)　いじめの防止等のための対策

町教育委員会は次の取組をします。

ア　いじめの未然防止

(ｱ) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- 生徒指導に係る体制の充実のため、教諭や養護教諭、支援員等の配置の工夫に努め

ます。

・必要がある場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる者や、教員経験者、警察官経験者、スクールロイヤーなどの外部人材に協力を求めます。

(ｲ) いじめ対策の調査協力及び情報提供

・いじめ防止対策の状況を把握し、組織的な取組に向けた支援をします。

・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度、相談窓口等について、必要な情報提供を行います。

・保護者が子どもの権利を尊重し、心身の健やかな育ちを支えることができるよう、家庭教育に関する相談体制の充実などを通して、幼児期から家庭を支援します。

・子どもがいじめの問題について自分ごととして捉え、考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対し支援します。

(ｳ) 学校運営の改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ　いじめの早期発見・早期対応

(ｱ) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットやSNSなどを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。

(ｲ) いじめの報告を受けた際の措置

町内の学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて、学校に対する支援や指示又は自ら必要な調査を行います。

(ｳ) 出席停止制度の適切な運用

町教育委員会が権限を有する出席停止制度について適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて指導・助言又は援助を行います。

ウ　関係機関等との連携

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、家庭、地域、学校等との連携を強化します。

2　学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の

リーダーシップのもと、協力体制を確立し、町教育委員会との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 基本方針の策定

学校は、国、県及び町のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつなげます。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につなげていきます。

令和８年に県のいじめ防止等のための基本的な方針が改訂されたことをふまえ、いじめ防止年間計画表やいじめ対応のフロー図を明示したり、子どもが欠席したときの具体的な対応基準を定めたりするなど、より実効的な基本方針としていくことが重要です。具体的な記載項目として以下のようなものが考えられます。

- いじめの定義
- いじめ防止等に対する基本的な考え方
- いじめの未然防止、早期発見のための取組
- いじめの早期解決のための取組（対応フロー図）
- 重大事態への対処
- いじめ対策組織（いじめの相談・通報の窓口でもある）
- いじめ防止等のための年間計画
- 教職員への理解促進の場や研修の実施
- 相談窓口　など

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。

(2) 組織の設置

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

- 構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問などが想定されます。必要に応じて、関係の深い教職員を追加します。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。
- 教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を全教職員が経験できるような組織構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効です。

・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。その際、既存の組織を活用することも可能です。
・子ども及び保護者に対して、組織の活動を認識させる必要があります。
・いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知する必要があります。

(3) いじめの防止等のための対策

ア　いじめの未然防止

(ｱ) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要です。

(ｲ) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

(ｳ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要です。

(ｴ) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国にルーツのある子ども、性的マイノリティの子どもなどが考えられます。

(ｵ) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

(ｶ) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

(ｷ) 静岡県版SELの実施

子どもが自他を尊重し、感情をセルフマネジメントする力を育む未然防止教育として、静岡県版SELを年４回以上実施します。

(ｸ) 欠席が続いた場合の対応の基準（原則）設定

ある程度欠席が続いた場合、子どもからのSOSである可能性があります。明確な欠席

理由がない場合や、発熱、頭痛、腹痛、吐き気、不眠、無気力などの症状による欠席は、不登校でよく見られる状況であり、いじめを起因とする可能性もあります。欠席対応の基準（原則）を定め、全教職員で共有することで、個々の教職員の判断によって対応に差が生じないようにし、適切な対応につなげることが大切です。

イ　いじめの早期発見・早期対応

(ｱ) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります。子どもから聞き取った情報は、町内統一書式の用紙「とらメモ」に記録し、情報共有をします。「とらメモ」は、指導要録の保存期間に準じて、卒業後５年間適切に保管します。

(ｲ) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査や一人一台端末等を用いた心の健康観察等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う必要があります。

(ｳ) 相談体制の整備

- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。
- いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る必要があります。

(ｴ) 学校のいじめに対する措置

- いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告することが必要です。
- いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められます。

・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの２点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

(オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関等との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める必要があります。

3　重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）」を踏まえ、適切に対処します。

(1)　町教育委員会又は学校による対処

ア　重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・子どもが自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　等

② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

③ 子どもや保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

イ　重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

調査は、網羅的かつ明確に行い、調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられます。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

ウ　情報の提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。なお、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

エ　町教育委員会の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、教育委員会は必要な指導及び支援を行います。また、学校は、調査結果を速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会は町長へ報告します。

町教育委員会が調査の主体となる場合には、町教育委員会の付属機関である函南町いじめ問題対策専門委員会が調査を実施します。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道ガイドラインなどを参考にする必要があります。

カ 再発防止策の実施

町教育委員会及び学校は、調査報告書において提言された再発防止策を真摯に受け止め、確実に実施する必要があります。再発防止策の実効性を担保するため、専門家と連携しながら、定期的に取組の進捗管理や実効性の検証を行うことが重要です。

(2)　調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア　再調査

町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第１項による調査について再調査を行うことができます。

イ　再調査を行う機関の設置

再調査を行う場合には、町長の付属機関である函南町いじめ問題調査委員会が調査を実施します。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者を任命し、当該調査の公平性・中立性の確保について配慮します。

ウ　再調査の結果を踏まえた措置等

- 被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明します。なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- 町長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。
- 町長は再調査を行ったときは、法第30条第３項に基づき、その結果を町議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

<改定した方針とリーフレットの対照表>

改定した方針

令和８年４月にいじめ対応リーフレットを発出し、それに合わせて方針の改定を行いました。いじめ対応の体制について今すぐ確認・改善すべきポイントが５つあります。すでに改善されていると思いますが、方針と合わせて確認をお願いします。（本年９月以降に改善されたかどうかの調査あり）

☆P9　2(1) 具体的な記載項目を示した。

☆P9　2(1) 策定後はホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時にこども、保護者、関係機関等に説明することを記載。

☆P10 2(2)　情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があること、また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議すること等を記載。

☆P12 2(1)イ(ア)いじめの情報共有の体制整備
いじめ対応フロー図等の策定を明記。

☆P11 2(3)ア(オ)欠席が続いた場合の対応の基準（原則）を設定。

リーフレット

いじめ対応の体制　今すぐ確認・改善すべきポイント

◆アンケート調査の結果から明らかになった課題と、これまでの県内のいじめ案件への対応でみられた課題を踏まえ、各学校において確認すべきことをまとめています。
◆自校の取組を確認し、できていないところは改善し、実行しましょう。

1
学校いじめ防止基本方針に以下の内容を記載する。
□いじめの定義　□いじめ防止等に対する基本的な考え方
□いじめの未然防止のための取組　□いじめの早期発見に向けての取組
□いじめの早期解決に向けての取組（対応フロー図等）→P6参照
□重大事態への対処
□学校いじめ対策組織（いじめの相談・通報窓口であることも記載）
□いじめ防止等のための年間計画→P5参照
□教職員への理解促進の場や研修の位置付け
□相談窓口

2
学校いじめ防止基本方針は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、警察や相談機関などの関係機関に説明する。

3
学校いじめ対策組織は、情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議する。

4
学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定め（対応フロー図の策定）、学校いじめ防止基本方針に記載する。→P6参照

5
不登校重大事態は、欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているときである。
ある程度欠席が続いた場合、児童生徒からのSOSである可能性もある。欠席対応の基準（原則）を定め、全教職員で共有する。（担任だけで判断するのではなく、管理職等と情報を共有するルールを明確化する。）

議案第57号

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱見直しの諮問について

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱（平成19年函南町教育委員会告示第４号）見直しについて諮問したいので、教育委員会の承認を求める。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

提案理由

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱見直しについて、函南町スポーツ推進審議会へ諮問するものです。

案

函生第　　号
令和８年　月　日

函南町スポーツ推進審議会　御中

函南町教育委員会

諮　問　書

函南町スポーツ推進審議会に関する条例第２条第１項の規定により、下記のとおり諮問する。

記

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱見直しについて、町の現状や近隣自治体の制度等を踏まえて事業の対象範囲について検証し、事業規模の適正化を図るため、意見を求めます。

参考資料

○函南町スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年6月1日
条例第11号

（設置）
第1条　スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函南町におけるスポーツを推進するため、函南町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（任務）
第2条　審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。
(1)　スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
(2)　スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
(3)　スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
(4)　スポーツ団体の育成に関すること。
(5)　スポーツによる事故の防止に関すること。
(6)　スポーツの技術水準の向上に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。
（組織）
第3条　審議会は、7人以内の委員で組織する。
2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
3　委員及び臨時委員は、非常勤とする。
（任命）
第4条　審議会の委員及び臨時委員は、次の各号の者のうちから町長の意見を聞いて任命する。
(1)　学識経験のある者
(2)　関係行政機関の職員
（役員）
第5条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
3　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
（任期）
第6条　審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
2　審議会の委員は再任されることができる。
3　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。
（議事）
第7条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
（庶務）
第8条　審議会の庶務は教育委員会事務局において処理する。
（細則）
第9条　この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年3月7日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成23年12月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

○スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱

平成19年4月1日
教委告示第4号

第1　趣旨

町長は、スポーツの振興を図るため、スポーツの競技会に出場するアマチュアの選手等に対し、予算の範囲内において、激励金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則(昭和48年函南町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2　交付の対象及び額

別表のとおりとする。

第3　交付の申請

(1)　提出書類　各1部

ア　交付申請書(様式第1号)

イ　競技会の開催要項の写し

ウ　競技会へ出場することが確認できる書類

エ　その他町長が必要と認める書類

(2)　提出期限

競技会へ出場することが決定した日から当該競技会へ出場する日まで

第4　交付の条件

(1)　学校教育活動の一環として競技会に出場するときは、激励金は交付しない。

(2)　同一の年度内において、同一の選手等に対し交付できる激励金の合計額は、10万円を限度とする。ただし、オリンピック・パラリンピックに出場する場合に限り、20万円を限度とする。

(3)　同一の選手等が、同一の競技会において、複数の種目に出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。

(4)　同一の選手が、同一の競技会において、監督又はコーチを兼任して出場した場合であっても、交付する激励金の額は、増額しない。

(5)　競技会に出場する選手等が未成年者であるときは、当該選手等の保護者が申請等の手続きを行うこと。

(6)　競技会が中止又は延期となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(7)　選手等が競技会に出場しなくなった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

第5　変更報告

(1)　提出書類　各1部

ア　変更報告書(様式第3号)

イ　変更の事実が確認できる書類

ウ　その他町長が必要と認める書類

(2)　提出期限

ア　競技会の中止又は延期の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで

イ　競技会に出場しなくなった日から起算して10日を経過した日まで

第6　結果報告

(1)　提出書類　各1部

ア　結果報告書(様式第4号)

イ　競技会へ出場したことが確認できる書類

ウ　競技会での成績が確認できる書類

エ　その他町長が必要と認める書類

(2)　提出期限

競技会の終了の日から起算して20日を経過した日又は激励金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日まで

第7　請求の手続

(1)　提出書類　1部

請求書(様式第5号)

(2)　提出期限

激励金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱の廃止)

2　スポーツ大会選手派遣費補助金交付要綱(昭和62年函南町教育委員会告示第3号)は、廃止する。

附　則(平成27年2月26日教委告示第2号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の激励金から適用する。

附　則(令和4年4月28日教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則(令和5年3月31日教委告示第5号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の激励金から適用する。

附　則(令和6年3月29日教委告示第4号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

競技会の区分	交付の対象	激励金の額
1　オリンピック・パラリンピック	(1)　町に住民登録を有する者で、オリンピック・パラリンピックに出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 10万円
2　世界大会	(1)　町に住民登録を有する者で、財団法人日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)、財団法人日本オリンピック委員会又は財団法人日本障害者スポーツ協会(以下「指定競技団体」という。)の選考、推薦等により、世界大会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 5万円 (ただし、国内開催の場合は1万円)
3　アジア競技会	(1)　町に住民登録を有する者で、指定競技団体の選考、推薦等により、アジア競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 3万円 (ただし、国内開催の場合は1万円)
4　全国競技会	(1)　町に住民登録を有する者で、国、都道府県又は指定競技団体が開催する全国競技会に、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 1万円

5　地域競技会	(1)　町に住民登録を有する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県を含む複数の都道府県を範囲として開催されるものに、静岡県の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 5千円
6　静岡県競技会	(1)　町に住民登録を有する者で、指定競技団体又は指定競技団体に加盟する競技団体が開催する競技会であって、静岡県全域を範囲として開催されるものに、地域の予選競技会を経て、当該競技会の開催要項に基づく出場登録をした選手又は過去に収めた成績により、当該競技会の開催要項に基づき推薦されて出場登録をした選手 (2)　町に住民登録を有する者で、(1)に掲げる選手の監督又はコーチとして当該競技会の開催要項に基づく出場登録をしたもの なお、1名を上限とする。	1人当たり 3千円

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱見直しについて

（生涯学習課）

1　函南町の現在の状況

スポーツ競技会出場選手等激励金交付要綱に基づき、スポーツの振興を図るため、スポーツの競技会に出場するアマチュアの選手等に対し激励金を交付している。

交付対象の競技会区分は、オリンピック・パラリンピック、世界大会、アジア競技会、全国競技会、地域競技会、静岡県競技会としている。

交付の対象は、町に住民登録を有する者で、出場登録をした選手及び監督又はコーチとして開催要項に基づく出場登録をしたもので、学校教育活動の一環として競技会に出場するときは、対象外としている。

2　近隣７市町の状況

区分	規定あり	交付額	函南町
オリンピック パラリンピック	７市町	１人あたり ５万円～20 万円	１人あたり　10 万円
世界大会 世界選手権大会等	７市町	１人あたり １万円～５万円	１人あたり　５万円 （ただし、国内開催の場合は１万円）
アジア大会等	７市町	１人あたり １万円～５万円	１人あたり　３万円 （ただし、国内開催の場合は１万円）
全国大会	７市町	１人あたり ５千円～１万円	１人あたり　１万円
地域（東海）大会	４市町	１人あたり ３千円～５千円	１人あたり　５千円
静岡県大会	なし		１人あたり　３千円

※その他補助をしている区分がある市町や団体の金額を定めている市町あり。
世界大会やアジア大会等については大会規模や開催場所により交付金額が異なる市町あり。

令和３年度から令和７年度までの交付人数及び交付金額

年度／競技会の区分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	交付人数（人）	交付金額（円）	交付人数（人）	交付金額（円）	交付人数（人）	交付金額（円）	交付人数（人）	交付金額（円）	交付人数（人）	交付金額（円）
国際競技会及び世界大会	0	0	0	0	6	600,000	1	10,000	3	70,000
全国競技会	5	50,000	36	360,000	41	410,000	63	630,000	44	440,000
地域競技会	24	120,000	64	320,000	27	135,000	98	490,000	121	605,000
静岡県競技会	91	273,000	209	627,000	44	132,000	55	165,000	88	264,000
合計	120	443,000	309	1,307,000	118	1,277,000	217	1,295,000	256	1,379,000

報告第14号

函南町学校給食費の管理に関する規則の一部改正について

函南町学校給食費の管理に関する規則（令和８年函南町規則第８号）を別紙のとおり一部改正したので、教育委員会に報告する。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

報告理由

子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食の食材費補助を実施するため、函南町学校給食費の管理に関する規則について、所要の改正を行いましたので報告するものです。

写

函南町規則第 33 号

函南町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 9 月 15 日

函南町長 仁科喜世志

函南町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

函南町学校給食費の管理に関する規則（令和８年函南町規則第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第４号及び第５号中「355円」を「420円」に改める。

第７条第１項第４号中「5,900円」を「6,900円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第６条及び第７条の規定は、令和８年10月以降に徴収する学校給食費について適用し、同年９月徴収分までの学校給食費については、なお従前の例による。

資料１

事　務　連　絡
令和８年９月15日

町内小中学校長　様
町内幼稚園長　様
給食調理業務受託事業者　様

函南町教育委員会学校教育課長
函南町教育委員会子育て支援課長

函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業の実施について

昨今、食料品をはじめ様々な物価高騰が続いておりますが、町内の小中学校、幼稚園の給食提供をこれまでどおり安定的に実施するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食食材費の一部を補填する、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業を実施します。

つきましては、令和８年10月喫食分より、下記のとおり変更となりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

(1)　事業実施に伴う給食単価（令和８年10月～令和９年３月）

ア　児童生徒への提供食材単価（18%程度増額）

小学校　保護者負担額295円×補助1.180＝348.1円　≒348円（53円/1食の補助）
中学校　保護者負担額355円×補助1.183＝419.965円≒420円（65円/1食の補助）
幼稚園　保護者負担額253円×補助1.180＝298.54円　≒299円（46円/1食の補助）

※保護者負担額に変更はありません。
児童生徒への回数による徴収・返金処理はこれまで通り「保護者負担額」で行います。

イ　職員等大人単価

大人単価　　355円×1.183＝419.965円≒420円（65円/1食の加算）

※本事業による補填は、児童生徒及び園児のみが対象となります。
よって、10月以降学校及び園で給食を喫食する教職員、調理業務受託事業者の調理員及び来客等については、自己負担分として18.3%を加算した額（１食あたり420円、月額6,900円※幼稚園教諭の月額は6,000円）を徴収します。

(2)　令和９年度以降について

給食食材費については、今後も高騰が見込まれるため、単価の見直しを行います。

担当者　学校教育課　渡邉
電話番号　055-979-8121

資料２

函南町学校給食費の管理に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、函南町が学校給食法（昭和29年法律第160号）第４条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　学校給食　学校給食法第３条第１項に規定する学校給食をいい、函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第１号）に規定する二葉こども園を除く幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園児、幼稚園に勤務する職員、幼稚園の園長が必要と認めるもの並びに町立小中学校に勤務する職員及び町立小中学校の校長が必要と認めるもの（以下「教職員等」という。）に対して実施される給食を含むものとする。

⑵　学校給食費　学校給食法第11条第２項に規定する学校給食費をいい、教職員等に対して実施される給食に要する費用を含むものとする。

⑶　児童等　町立学校に在学する小学校児童及び中学校生徒並びに幼稚園の園児

⑷　保護者　親権者又は後見人その他の者で児童等を現に監督保護する者

⑸　教職員等　町立学校、幼稚園に勤務する教員、教諭、職員及び給食調理業務委託事業者（以下「委託業者」という。）の従業員で、児童等と同様に学校給食の提供を受ける者

⑹　臨時喫食者　児童等及び教職員等以外の者であって、臨時に学校給食の提供を受ける者

（学校給食の申込み）

第３条　学校給食の提供を受けようとする児童等の保護者は、学校給食申込書（児童等用）（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　学校給食の提供を受けようとする教職員等は、学校給食申込書（教職員等用）（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

３．前２項の規定による学校給食の申込みは、児童等及び教職員等が町立学校及び幼稚園に通学し、又は勤務している限り継続するものとする。

４　学校給食の提供を受けようとする臨時喫食者は、学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（学校給食の停止又は再開）

第４条　前条の規定による申込みを行った児童等の保護者は、児童が事故、傷病その他の事由により学校給食を停止し、又は再開するときは、学校給食（停止・再開）届（児童等用）（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

2　前条の規定による申込みを行った教職員等は、事故、傷病その他の事由により学校給食を停止し、又は再開するときは、学校給食（停止・再開）届（教職員等用）（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（学校給食の年間実施回数）

第５条　学校給食の年間実施回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を基準とする。

⑴　幼稚園　157 回

⑵　小学校　183 回

⑶　中学校　183 回

2　年間給食回数は、幼稚園長及び学校長が行事その他の特別な理由により、必要と認める場合は、これを減じることができる。

（学校給食費の額）

第６条　学校給食費の額（以下「年額」という。）は、学校給食１食当たりの単価（以下「基準額」という。）に学校給食の回数を乗じて得た額とする。

2　基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　幼稚園児　253 円

⑵　小学校児童　295 円

⑶　中学校生徒　355 円

⑷　教職員等　355 円

⑸　臨時喫食者　355円（ただし、児童等の交流による場合はこの限りではない）

3　年度途中に町内幼稚園及び小中学校間で転校した場合の学校給食費の年額は、学校別に算定した学校給食費の年額の合計額とする。

（学校給食費の徴収月額及び徴収方法）

第７条　児童等及び教職員等の学校給食費の徴収は、月を単位として行うものとし、その月額（以下「徴収月額」という。）は次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、３月の徴収月額は、年額からそれまでの徴収済額を差し引いた額とする。

⑴　幼稚園児　3,600円

⑵　小学校児童　4,900円

⑶　中学校生徒　5,900円

⑷　教職員等　5,900円（幼稚園に勤務する教職員等は5,000円）

2　児童等及び教職員等の学校給食費は、口座振替又はクレジットカード決済の方法により納入するものとする。ただし、これにより難いと認められるときは、納付書納付その他町長が別に定める方法によることができるものとする。

（納入期限）

第８条　児童等及び教職員等の学校給食費は、次の表の納入期限（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）とする。

期別	納入期限	期別	納入期限
第１期	５月27日	第７期	11月27日
第２期	６月27日	第８期	12月27日
第３期	７月27日	第９期	１月27日
第４期	８月27日	第10期	２月27日
第５期	９月27日	第11期	３月27日
第６期	10月27日		

２　臨時喫食者の学校給食費は、基準額に学校給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに納付書により納付するものとする。

（学校給食費の徴収額の通知）

第９条　町長は、各月の徴収月額を、年度ごとに学校給食費等納付額決定通知書（様式第６号）により学校給食費の提供を受ける児童等の保護者又は教職員等に通知するものとする。

２　町長は、年度の途中において、前項の通知書により通知した徴収月額が変更となったときは、学校給食費等納付額変更通知書（様式第７号）により学校給食費の提供を受ける児童等の保護者又は教職員等に通知するものとする。

（学校給食費の減額）

第10条　町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、申込者から徴収する学校給食費を減額できる。

⑴　児童等及び教職員等が年度の途中において転入し、又は転出したとき。

⑵　第４条の規定により学校給食（停止・再開）届を町長に提出した日以後３日（日曜日等を除く。）を経過した日から起算して５日（学校給食を実施する日に限る。）以上連続して学校給食の提供を受けないとき。

⑶　児童等が函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第２号）第11条第２項に規定する出席停止を命じられた日以後３日（日曜日等を除く。）を経過した日から起算して５日（学校給食を実施する日に限る。）以上連続して学校給食の提供を受けないとき。

⑷　児童等がアレルギー等により学校給食の全部又は一部の提供を受けることができないとき。

⑸　その他町長が特別な理由があると認めたとき。

２　感染症等による学級、学年、学校閉鎖等で緊急に学校給食が中止になったときは、学校給食費の減額は行わない。

（過誤納金の還付又は充当）

第11条　町長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかにこれを還付するものとする。

２　町長は、前項の規定により過誤納金の還付をする場合において、当該還付を受けるべき児童等の保護者に未納の学校給食費があるときは、前項の規定にかかわらず、当該還付をすべき学校給食費を当該未納の学校給食費に充当することができる。

（学校給食費の督促）

第12条　町長は、学校給食費を納入期限までに納入しない者があるときは、その者に対し、期限を指定して督促しなければならない。

（児童手当からの徴収）

第13条　学校給食の提供を受ける児童等の保護者が、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条に基づき児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨を申し出たときは、当該児童手当の額の全部又は一部を支払いに充てることができる。

（補則）

第14条　この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この規則の規定による学校給食費に関する必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

報告第15号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の一部改正について

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の一部改正をしたので、教育委員会に報告する。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

報告理由

子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、認定こども園の給食食材費補助を実施するため、函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱について所要の改正を行いましたので報告するものです。

函南町告示第146号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱（令和８年函南町告示第50号）

令和 8年 9月 15日

函南町長　仁科　喜世志

改正前	改正後
（給食費の額及び徴収） 第５条　給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、必要に応じて見直すこととする。 (1)～(3)　（略） (4)　職員等　１人当たり月額7,000円 ２・３　（略） （略） （給食費の変更） 第６条　（略） ２　（略） ３　給食費を変更した場合の額は、次に掲げる１食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）を納期として保護者及び職員等から徴収するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　職員等　１食当たり350円	（給食費の額及び徴収） 第５条　給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、必要に応じて見直すこととする。 (1)～(3)　（略） (4)　職員等　１人当たり月額8,260円 ２・３　（略） （略） （給食費の変更） 第６条　（略） ２　（略） ３　給食費を変更した場合の額は、次に掲げる１食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）を納期として保護者及び職員等から徴収するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　職員等　１食当たり413円

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

参考資料

○函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱

令和8年3月26日
告示第50号

(趣旨)

第1条　この要綱は、函南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年函南町規則第16号。以下「規則」という。)第3条第2項第1号に規定する函南町立認定こども園において提供する給食に関する経費(以下「給食費」という。)を規則第12条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用として、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項に規定する子どもの保護者から徴収すること並びに職員及び臨時喫食者等の給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条　対象施設は、函南町立学校設置条例(昭和39年函南町条例第13号)別表第3に規定する二葉こども園とする。

(給食)

第3条　給食は、完全給食とする。

(対象者)

第4条　給食を提供する対象者は、次に掲げる者とする。

(1)　1号認定子ども　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の認定を受けた子ども

(2)　2号認定子ども　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分で法第20条第1項の認定を受けた子ども

(3)　新2号認定子ども　法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分で法第30条の5第1項の認定を受けた子ども

(4)　職員等　対象施設に勤務する教諭、職員及び給食調理業務委託事業者の従業員並びに臨時に給食の提供を受ける者

(給食費の額及び徴収)

第5条　給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、必要に応じて見直すこととする。

(1)　1号認定子ども　1人当たり月額3,600円

(2)　2号認定子ども　1人当たり月額5,400円

(3)　新2号認定子ども　長期休業中預かり保育を利用している間に限り、1食当たり270円に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額

(4)　職員等　1人当たり月額7,000円

2　町長は、次の表を納入期限(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。)として保護者及び職員等から徴収するものとする。

期別	納入期限	期別	納入期限
第1期	5月27日	第7期	11月27日
第2期	6月27日	第8期	12月27日
第3期	7月27日	第9期	1月27日
第4期	8月27日	第10期	2月27日
第5期	9月27日	第11期	3月27日
第6期	10月27日		

3　給食費の徴収方法は、口座振替(自動払込)又はクレジットカード決済とする。ただし、これにより難いと認められるときは、納付書その他町長が別に定める方法によることができるものとする。

(給食費の変更)

第6条　町長は、給食費の減額又は還付をしないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、前条第1項に規定する給食費の月額を変更することができる。

(1)　対象者が長期入院等の理由で、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けなかった場合で、あらかじめ14日前までに給食変更の依頼があったとき。

(2)　対象者のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する施設に通所する児童であって、給食の提供を受けない場合で、あらかじめ14日前までに給食変更の依頼があったとき。

(3)　対象者が食物アレルギーを理由に給食の全部又は一部の提供を受けないとき。

(4)　その他町長が必要と認めたとき。

2　給食費の変更をしようとする者は、給食提供変更依頼書(別記様式)により町長に依頼しなければならない。

3　給食費を変更した場合の額は、次に掲げる1食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日(この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)を納期として保護者及び職員等から徴収するものとする。

(1)　1号認定子ども　1食当たり235円
(2)　2号認定子ども　1食当たり270円(昼食235円、おやつ35円)
(3)　新2号認定子ども　1食当たり270円(昼食235円、おやつ35円)
(4)　職員等　1食当たり350円

(補則)

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

別記様式（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

給　食　提　供　変　更　依　頼　書

年　　月　　日

函南町長　氏　　名　様

対象者氏名
対象者クラス　３歳児・４歳児・５歳児
申請者氏名

次のとおり給食の提供変更を依頼します。

変更の理由 （該当項目に☑）	□　長期入院等のため、引き続き５日以上欠席するため。 □　児童発達支援施設に通所するため。 （事業所名：　　） □　アレルギー（　　） □　その他（　　）
対象月	年　　月　分
給食の提供を希望する日	給食（昼食及びおやつ） 昼食のみ おやつのみ
請求見込額 （※欄で記入）	給食（昼食及びおやつ）　円×　　食＝　　円 昼食のみ　円×　　食＝　　円 おやつのみ　円×　　食＝　　円

※ あらかじめ給食提供日の14日前までに提出すること。

報告第16号

函南町立保育所給食費取扱要領の一部改正について

函南町立保育所給食費取扱要領の一部改正をしたので、教育委員会に報告する。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

報告理由

子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育所の給食食材費補助を実施するため、函南町立保育所給食費取扱要領について、所要の改正を行いましたので報告するものです。なお、給食費の変更については令和８年９月24日保育所運営委員会に諮問し、答申を受けています。

函南町告示第154号

函南町立保育所給食費取扱要領（令和元年函南町告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 29 日

函南町長　仁科　喜世志

改正前	改正後
（給食費の額及び徴収） 第5条　給食費の額は、3歳以上児については月額4,800円とし、職員等については月額6,000円とする。ただし、社会情勢の変化等の理由により額を改定する場合は、函南町立保育所規則（昭和62年函南町規則第6号）第13条に規定する保育所運営委員会に町長が諮問する。 2・3　（略） （略） （給食費の変更） 第6条　（略） 2　（略） 3　給食費の額を変更した場合は、次に掲げる1食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）を納期として保護者及び職員等から、徴収するものとする。 (1)　（略） (2)　職員等　1食当たり300円	（給食費の額及び徴収） 第5条　給食費の額は、3歳以上児については月額4,800円とし、職員等については月額7,080円とする。ただし、社会情勢の変化等の理由により額を改定する場合は、函南町立保育所規則（昭和62年函南町規則第6号）第13条に規定する保育所運営委員会に町長が諮問する。 2・3　（略） （略） （給食費の変更） 第6条　（略） 2　（略） 3　給食費の額を変更した場合は、次に掲げる1食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日（この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）を納期として保護者及び職員等から、徴収するものとする。 (1)　（略） (2)　職員等　1食当たり354円

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

(施行期日)

1　この要領は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第5条及び第6条の規定は、令和8年10月以降に徴収する給食費について適用し、同年9月徴収分までの給食費については、なお従前の例による。

資料1

函子第 1195 号
令和８年９月 24 日

函南町保育所運営委員会委員長　様

函南町長　仁科　喜世志

諮　問　書

函南町立保育所規則の第１５条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

１　函南町立西部保育園　給食費の変更について

函保運第１号
令和８年９月24日

函南町長　　仁科　喜世志　様

函南町保育所運営委員会
委員長　廣田光

答　申　書

令和８年９月24日付 函子第1195号にて諮問された案件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

１　函南町立西部保育園　給食費の変更について

安定した給食を提供するため、物価高による給食食材費の補填として園児の給食食材費については「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用により18%の補填をするが、職員等の給食費について令和８年10月１日から令和９年３月31日までの間、園児の補填と同様に18%相当分給食費の増額をすることが望ましい。

また、令和９年度について物価高騰が続くことが見込まれるため、園児を含め給食費の改定をすることが望ましいと答申する。

資料2

○函南町立保育所給食費取扱要領

令和元年9月30日
告示第32号

(趣旨)

第1条　この要領は、函南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年函南町規則第16号。以下「規則」という。)第3条第2項第3号に規定する函南町立保育所において提供する給食に関する経費(以下「給食費」という。)を規則第12条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用として、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項第2号に規定する子ども(以下、「3歳以上児」という。)の保護者から徴収すること並びに職員及び臨時喫食者(以下「職員等」という。)の給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条　対象施設は、函南町立保育所条例(昭和36年函南町条例第7号)条例第2条に規定する保育所とする。

(給食)

第3条　給食は、副食給食とする。

第4条　給食を提供する対象者(以下、「対象者」という。)は、3歳以上児及び職員等とする。

(給食費の額及び徴収)

第5条　給食費の額は、3歳以上児については月額4,800円とし、職員等については月額6,000円とする。ただし、社会情勢の変化等の理由により額を改定する場合は、函南町立保育所規則(昭和62年函南町規則第6号)第13条に規定する保育所運営委員会に町長が諮問する。

2　町長は、次の表を納入期限(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。)として保護者及び職員等から徴収するものとする。

期別	納入期限	期別	納入期限
第1期	5月27日	第7期	11月27日
第2期	6月27日	第8期	12月27日
第3期	7月27日	第9期	1月27日
第4期	8月27日	第10期	2月27日
第5期	9月27日	第11期	3月27日
第6期	10月27日		

3　給食費の徴収方法は、口座振替(自動払込)又はクレジットカード決済とする。ただし、これにより難いと認められるときは、納付書その他町長が別に定める方法によることができるものとする。

(給食費の変更)

第6条　町長は、給食費の減額又は還付をしないものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、前条に規定する給食費の月額を変更することができる。

(1)　対象者が長期入院等の理由で、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けなかった場合で、あらかじめ14日前までに給食変更の依頼があったとき。

(2)　対象者のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する施設に通所する児童であって、給食の提供を受けない場合で、あらかじめ14日前までに給食変更の依頼があったとき。

(3)　対象者が食物アレルギーを理由に給食の全部又は一部の提供を受けないとき。

(4)　その他町長が必要と認めたとき。

2　給食費の変更をしようとする者は、給食提供変更依頼書(別記様式)により町長に依頼しなければならない。

3　給食費の額を変更した場合は、次に掲げる1食当たりの額に給食の提供を受けた回数を乗じて得た額とし、給食の提供を受けた日の属する月の翌月の27日(この日が日曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日)を納期として保護者及び職員等から、徴収するものとする。

(1)　3歳以上児　1食当たり　240円(昼食205円、おやつ35円)

(2)　職員等　1食当たり300円

(その他)

第7条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和4年2月22日告示第25号)

この要領は、告示の日から施行する。

附　則(令和6年3月7日告示第29号)

この要領は、公布の日から施行する。

附　則(令和8年3月19日告示第37号)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

別記様式(第6条関係)(用紙　日本産業規格A4縦型)

給　食　提　供　変　更　依　頼　書

年　　月　　日

函南町長　氏　　名　様

対象者氏名
対象者クラス　3歳児・4歳児・5歳児
申請者氏名

次のとおり給食の提供変更を依頼します。

変更の理由 (該当項目に☑)	□　長期入院等のため、引き続き5日以上欠席するため。 □　児童発達支援施設に通所するため。 (事業所名：　　) □　アレルギー(　　) □　その他(　　)
対象月	年　　月　分
給食の提供を 希望する日	給食(昼食及びおやつ) 昼食のみ おやつのみ
請求見込額 (※園で記入)	給食(昼食及びおやつ)　円×　食＝　円 昼食のみ　円×　食＝　円 おやつのみ　円×　食＝　円

※　あらかじめ給食提供日の14日前までに提出すること。

報告第17号

函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱の新規制定について

函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱を新規制定をしたので、教育委員会に報告する。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

報告理由

子育て世帯の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育所等の給食食材費補助を実施するため、民間保育施設に対して令和７年度に５％の補助を実施した同要綱（令和７年３月19日付け函子第349号）は廃止し、新たに、函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱を新規制定しましたので報告するものです。

函子第　　号
令和　年　月　日

株式会社グローアップ
代表取締役　宮本　敬史　様

函南町長　仁科　喜世志

函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱の制定について（通知）

このことについて、別紙のとおり要綱を定めましたので、通知します。

担　　当　教育部　子育て支援課
電話番号　055-979-8128

函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱

第１　趣旨

町長は、物価高騰の影響を受けた町内の保育所等に対し、これまでどおり安定した給食の提供を実施するため、予算の範囲内において函南町保育所等給食食材費補填事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

この要綱において、「保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所及び同法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。

第３　対象

交付の対象となる者は、保育所等を設置する者とし、補助の対象は、保育所等の給食の提供に係る食材購入に要する経費とする。

第４　補助率（額）

補助率は、給食食材費１食当たり18パーセントとし、これに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める当該年度10月１日の利用者数及び当該年度の10月１日から３月31日までの食数を乗じて得た額とする。

第５　交付の申請

⑴　提出書類　各１部

規則第３条に定める申請書

⑵　提出期限

別に定める日まで

第６　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

イ　補助対象経費の20パーセントを超える変更をしようとする場合

⑵　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

第７　変更の承認申請

提出書類　１部

事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（別記様式）

第８　実績報告

(1)　提出書類　１部

規則第11条に定める実績報告書

(2)　提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日まで

第９　請求の手続

(1)　提出書類　１部

規則第13条に定める請求書

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して15日を経過する日まで

第10　概算払の請求手続

提出書類　１部

規則第13条に定める概算払請求書

第11　その他

この要綱に定めがない事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年10月1日から令和９年３月31日までの分の補助金に適用する。

２　函南町保育所等給食食材費補填事業補助金交付要綱（令和７年３月19日付け函子第349号）は、廃止する。

別記様式（第７関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

年　月　日

函南町長　氏　　名　様

所在地
（申請者）名　称
代表者　氏　　名

函南町保育所等給食食材費補填事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年　月　日付け　第　号により補助金交付の決定を受けた函南町保育所等給食食材費補填事業の計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

１　変更の理由

２　変更の内容

３　添付書類
変更事業計画書（別紙）

別紙

変更事業計画書

1　補助対象事業の名称

2　補助対象事業の内訳

事業の内容 （又は積算根拠）	事業費	事業費の内訳　（千円）		
		町費補助金		
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注）　上段（　　）に変更前の事業計画書の金額を記入すること。

報告第18号

函南町教育委員会町職員の人事異動について

函南町教育委員会町職員の令和８年10月１日付発令人事異動を別紙のとおりとしたので、教育委員会に報告する。

令和８年９月30日　提出
函南町教育長　久保田　浩子

報告理由

令和８年９月28日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員の異動について、教育委員会に報告するものです。

令和８年10月１日付発令

人事異動内示（函南町）

令和８年９月28日
函南町教育委員会

○　行政職

【課長補佐級】

新　任	氏　名	旧　任	備　考
上下水道課課長補佐	本郷　和弘	生涯学習課課長補佐	教育委員会から出向

令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価について

１　根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和 31 年法律 162 号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

２　令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価のスケジュール

(1) 令和８年９月 30 日(水)　９月定例教育委員会

①　自己点検・評価について事務局より説明

②　学識経験者の選任について

③　「令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)」について検討

(2) 10 月定例教育委員会までに教育委員意見の提出

（教育委員は 10 月９日(金)までに教育委員会へ提出）

令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)に委員意見を反映し(案 1) を作成

(3) 令和８年 10 月 29 日(木)　10 月定例教育委員会

①　「令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(案 1)」について検討

(4) 11 月定例教育委員会までに学識経験者の意見を集約

(5) 令和８年 11 月 26 日(木)　11 月定例教育委員会

「令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」の最終案を議案として提出し承認を求める。

(6) 令和８年 11 月中に「令和７年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」を函南町議会に提出するとともに公表する。

※公表の方法については、告示、ホームページ掲載を行う。

教育委員会の点検・評価に関する有識者名簿（案）

番号	氏名	役職	函南町教育委員会の点検・評価実施要綱第5条第2項の該当項目
1	山本　要司	元函南町立東中学校長 函南町人権擁護委員	小・中学校教員退職者
2	宮崎　克久	令和８年度函南町校長会会長 令和８年度函南町立函南小学校長	学校教職員代表
3	金指　澄代	令和７年度函南町ＰＴＡ連絡協議会会長 函南町立東小学校ＰＴＡ会長	保護者代表

令和７年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書

令和８年　月

函南町教育委員会

目　　次

はじめに　1

第１　令和７年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象　2

１　教育委員会の活動　2

２　教育委員会が管理・執行する事務　2

３　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務　２～４

第２　函南町教育委員会の自己点検・評価シート　５～16

第３　学識経験者からの意見　17～19

はじめに

平成20年４月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年３月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和７年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について19回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和７年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和８年　月

函南町教育長　久保田　浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第１　令和７年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

１　教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月１回の定例教育委員会を開催し、令和７年度は、年12回の定例会及び臨時会を１回開催した。

また、教育現場の現状把握や教育行政施策に資することを目的に、各小中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を実施するとともに、函南町教育委員会主催のはたちの集いをはじめ、小中学校、園の卒業式、入学式や教育講演会など各種行事に出席した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年２回の総合教育会議を開催した。

２　教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第２号「教育長に対する事務委任規則」第１条に規定されている以下に示す17項目である。

⑴　学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
⑵　学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
⑶　１件150万円を超える教育財産の取得を申出ること。
⑷　県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
⑸　県費負担教職員の服務の監督の一般方針を決めること。
⑹　前２号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
⑺　県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
⑻　教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
⑼　学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
⑽　１件200万円以上の工事の計画を策定すること。
⑾　教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
⑿　教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
⒀　法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
⒁　校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
⒂　学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
⒃　教科用図書の採択に関すること。
⒄　文化財の指定及び解除に関すること。

３　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和７年度教育要覧」に示した函南町の教育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和７年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和７年度教育推進の重点は、第２函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

⑴　知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

ア　「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善及び社会に開かれた教育課程編成を推進します。

(ｱ) 各学校の自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。

(ｲ) ＯＪＴや全国教員研修プラットフォーム「Ｐｌａｎｔ」を活用した日常的の研修を深め、教育データの利活用を含むＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた授業改善を推進します。

(ｳ) 県教育委員会指導主事訪問の機会を活用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。

(ｴ) 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進構想を示し、各学校の共通項目を設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）

イ　町教育委員会主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。

ウ　特別支援教育充実のため、幼、保、こ、小、中と継続した支援に努めます。

(2)　地域社会を支える人材育成の推進

ア　地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し、地域社会を支える人材育成に努めます。

イ　学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3)　学びを支える魅力ある学校づくりの推進

ア　学校運営協議会制度により。すべての小中学校でコミュニティ・スクールとして地域と共にある学校づくりを推進します。

イ　丹那小学校では「小規模特認校制度」を活用し、小規模校の魅力化を図るとともに地域に根ざした学校づくりを推進します。

ウ　町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性及び架け橋期における指導の充実を図ります。

エ　特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

オ　校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を図ります。

カ　心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。

キ　教職員の地域間交流、校守間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質・能力向上につなげます。

ク　若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方地区研修協議会と共に推進します。

ケ　女性教職員の計画的な研修・育成を行い、女性管理職を輩出することにより、女性の視点を活かした学校づくりを推進します。

(4)　未来を拓く多様な人材を育む教育

ア　ＩＣＴ機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。

イ　ＡＬＴの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した多文化共生、外国語活動を推進します。

(5)　社会総がかりで取り組む教育の実現

ア　「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。

イ　園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体験活動」の充実と活性化を図ります。

ウ　各区等での地域活動に児童生徒の参加を促し、幅広い交流活動を通して、互いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。

エ　学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。

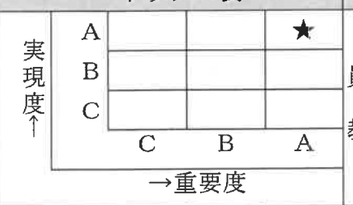
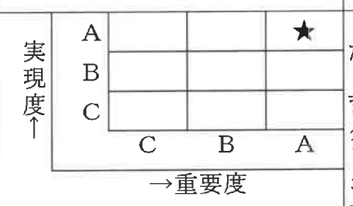
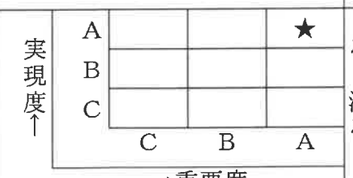
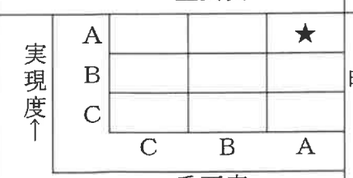
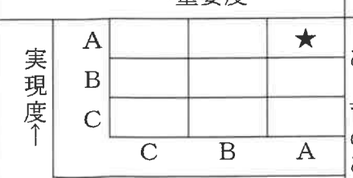
オ　生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、かんなみ仏の里美術館、文化センター等の活用促進と主催事業の充実を目指します。

第２　函南町教育委員会の自己点検・評価シート

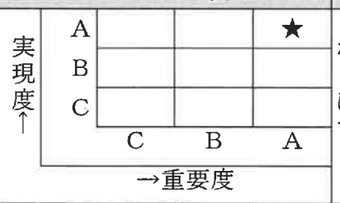
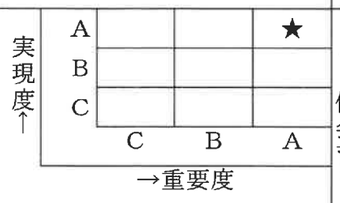
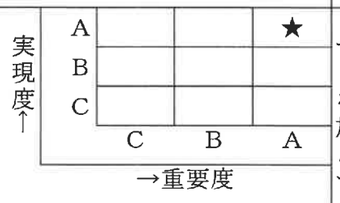
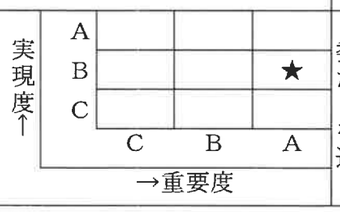
自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和７年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。	≪マトリクス表の見方≫ （実現度） Ａ　…　概ね達成 Ｂ　…　もう少しで達成 Ｃ　…　普通 （重要度） Ａ　…　非常に重要 Ｂ　…　重要 Ｃ　…　普通

大項目１　教育委員会の活動

中項目	小項目	マトリクス表	点検・評価
（１）教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数		教育委員会の中枢となる会議であるため重要度はＡとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。 また、迅速に協議をする案件が生じたため、臨時会を１回開催し、合計13回の教育委員会を開催し、実現度はＡとした。
	②教育委員会会議の運営上の工夫		会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はＡとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。また、アフターコロナの環境下にある教育現場を把握するため、学校等教育施設訪問を実施し、町内の小中学校全校と、教育文化施設の視察を４回に分けて実施した。新型コロナウイルス感染症の流行により自粛していた幼稚園・保育園の訪問も再開したことにより、実現度をＡとした。
（２）教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況		教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はＡとした。 令和７年度の傍聴者は６名（令和６年度４名）であった。会議開催日や傍聴方法を町ホームページ上で公開し、広報かんなみ12月号に傍聴が出来る旨を掲載するなど、委員会会議公開の周知に努めたことから実現度はＡとした。
	②議事録の公開、広報・公聴活動の状況		議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度はＡとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、会議資料と合わせて町ホームページ上で速やかに公開していることから実現度はＡとした。
(3) 教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携		教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はＡとした。 教育委員会は、事務局の連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はＡとした。

大項目１　教育委員会の活動

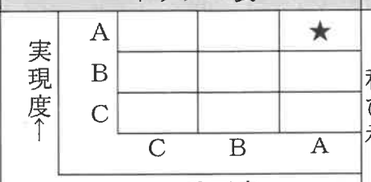
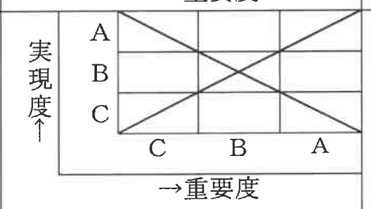
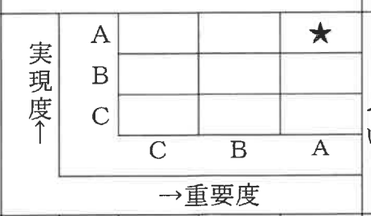
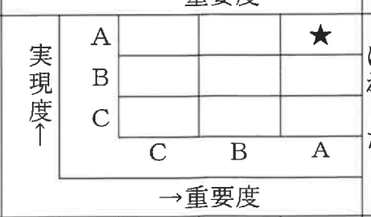
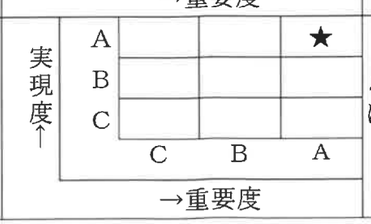
中項目	小項目	マトリクス表	点検・評価
（４）教育委員会と首長の連携	①教育委員会と首長との意見交換会の実施		町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はＡとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和７年度は２回開催し、町の教育の方向性に関わる事項について積極的な議論、協議を行ったことから実現度はＡとした。
（５）教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況		教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はＡとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。毎年参集開催される県教育委員会主催の研修会に３名の委員が参加した。また、田方地区２市１町教育委員意見交換会に参加し、他市教育委員と意見交換や委員同士の懇親を図ることができた。教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修も実施しており、実現度はＡとした。
（６）学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問		教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度はＡとした。 実現度は訪問数を指標とした。令和７年度は教育委員会開催日に合わせ、各校を訪問して、教育現場の状況把握をするとともに校長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行った。新型コロナウイルス感染症の流行により自粛していた幼稚園・保育園の訪問については、二ヶ年度で全園を訪問するサイクルへ変更し、実現度はＡとした。
	②所管施設の訪問		所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はＡとした。 教育委員会開催日に合わせ、アフターコロナの施設利用状況、施設環境の把握を行った。令和７年度は訪問先を抜粋し、災害復旧工事が完了した史跡箱根旧街道及び仏の里美術館のみ視察を実施したことから実現度はＢとした。

第２　函南町教育委員会の自己点検・評価シート

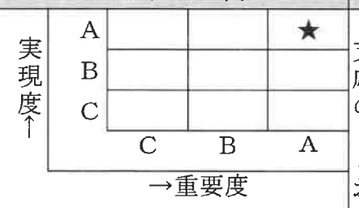
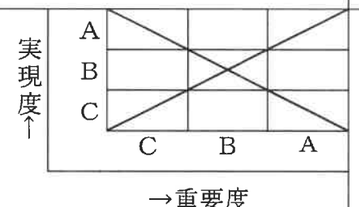
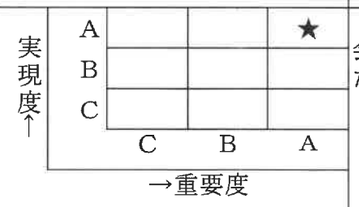
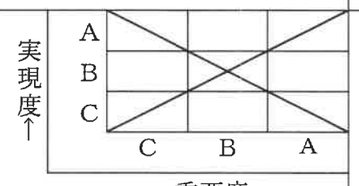
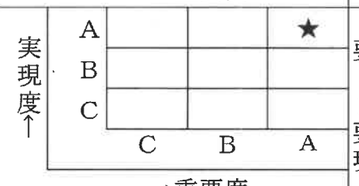
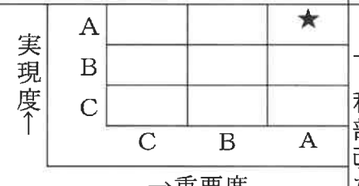
自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和７年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。	≪マトリクス表の見方≫ （実現度）　　（重要度） Ａ　…　概ね達成　　Ａ　…　非常に重要 Ｂ　…　もう少しで達成　　Ｂ　…　重要 Ｃ　…　普通　　Ｃ　…　普通

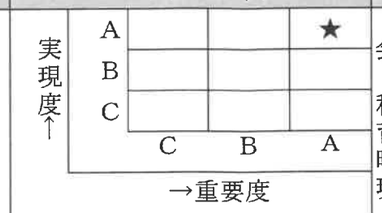
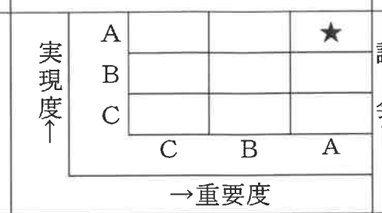
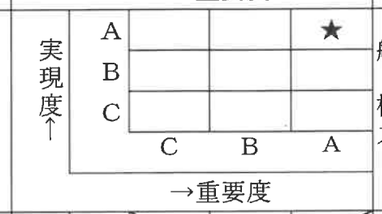
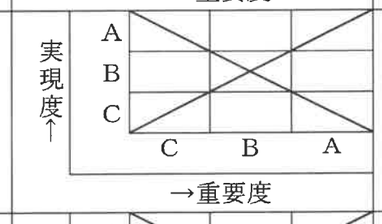
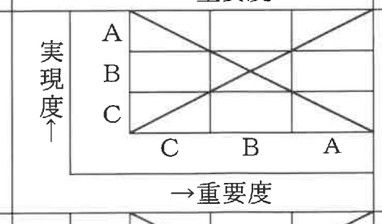
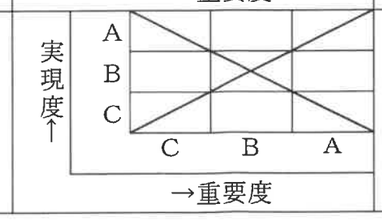
大項目　２　教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価
（１）学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること		教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はＡとした。 「第六次函南町総合計画」に基づき「函南町教育大綱」について見直しを行い、令和４年度第２回総合教育会議において改定が承認され、基本目標を「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」と定めた。また、３つの基本構想を立て、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はＡとした。
（２）学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること		令和７年度は、設置及び廃止の決定を行っていない。
（３）１件150万円を超える教育財産の取得を申し出ること		教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はＡとした。 令和７年度における左記に該当する備品はなかったが、当初予算、補正予算ともにその内容について教育委員会で承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はＡとした。
（４）県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること		県費負担教職員の人事異動の内申については、教育現場の円滑な運営を行うために、過不足が生じないことや適材適所となるよう、バランスの良い人材配置が求められることから重要度はＡとした。 人事異動の内申については、２月定例教育委員会で審議したため、実現度はＡとした。
（５）県費負担教職員の服務の監督の一般方針を定めること		教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度はＡとした。 教職員へ服務については、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和７年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はＡとした。

大項目　２　教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価
（６）　(4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと		毎年、多くのベテラン教員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度はＡとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、１月の定例教育委員会で人件費予算を、また３月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分等は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はＡとした。
（７）県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと		令和７年度は任命行為を行っていない。
（８）教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと		令和８年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免について、３月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにＡとした。
（９）学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること		令和７年度は、敷地選定を行っていない。
(10)　１件200万円以上の工事の計画を策定すること		工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はＡとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境を提供するため、必要な工事について、前年度１月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育員会で審議のうえ実施しているため、実現度はＡとした。
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと		規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はＡとした。 令和７年度は、暴力団等排除措置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定や、令和８年度行政機構の改革に関する案件の改正を含め、条例の新規制定１件、規則の一部改正６件、廃止１件、要綱の新規制定１件、一部改正５件、廃止１件、規程の一部改正３件、要領の一部改正２件、合計20件について、定例教育委員会で審議、承認した実績から実現度はＡとした。

大項目　2　教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること		教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はＡとした。 令和７年度第１号補正予算、令和６年度決算報告・令和７年度第２号補正予算、 令和７年度第３号補正予算、令和８年度当初予算・令和７年度第６号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はＡとした。
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと		町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はＡとした。 令和７年度は、函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員や函南町立図書館協議会委員を含む13団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はＡとした。
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること		教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はＡとした。 令和７年度は教育大綱の基本構想である「乳幼児の保育・教育、子育て支援」「学校教育」「社会教育」の充実を目指し、教育推進の重点を「豊かな感性と「生きる力」をもつ子どもの育成」と定め、実践していることから実現度はＡとした。
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること		令和７年度は、区域の設定、変更は行っていない。
(16) 教科用図書の採択に関すること		令和７年度は、教科書採択にかかる協議は行っていない。
(17) 文化財の指定及び解除に関すること		令和７年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。

第２　函南町教育委員会の自己点検・評価シート

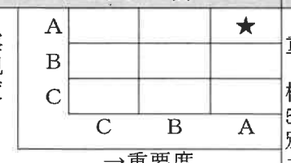
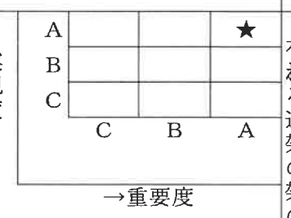
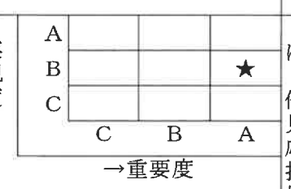
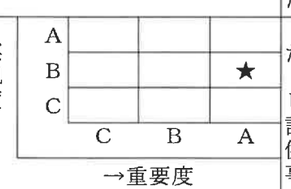
自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。
「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和７年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

≪マトリクス表の見方≫

（実現度）		（重要度）	
A	… 概ね達成	A	… 非常に重要
B	… もう少しで達成	B	… 重要
C	… 普通	C	… 普通

大項目　３　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(1) 幼児教育の充実	**(ｱ) 教育･保育の質の向上** 遊びを通した総合的な指導により「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を育むため、保育者の研修事業見直し、充実を図る。	幼児教育センター指導の下、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築するとともに、学び続ける保育者の育成を行う。 ・外部講師等の招聘研修の実施。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導。 ・新任園長、初任者、研修主任等階層別研修の実施。		保育者は、研修等により常に資質向上を追求することが第一義となるため、重要度はＡとした。 幼児教育専門研修会及び保育者の経験年数に応じた研修（階層別研修）を積極的に実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請を含め延べ50回行うとともに、個別面談において指導助言を行った。また、保育者の階層別研修や連絡会を73回開催し、特別支援に係る園訪問を52回行うなど、教育力、保育力の向上に努めたことから実現度はＡとした。
	(ｲ) 小学校・中学校教育との円滑な接続 子供の小学校・中学校入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた教育を円滑に小学校の教育につなぐため、接続期のカリキュラムの具体的な実践、「かんなみ乳幼児教育カリキュラム」の浸透、幼保こ小中連絡会等により園校間の連携接続を推進する。	小・中学校入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを円滑に小・中学校の教育につなぐために、「接続期のカリキュラム」を活用し、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、幼保こ小連絡会等により幼児教育と小・中学校教育の橋渡しを行う。 ・かんなみ乳幼児教育カリキュラムの活用 ・接続研究推進会議の設置 ・架け橋期のカリキュラムの作成・実施		接続期のカリキュラムを作成し、実践に繋げてきたが、幼保こ小中全体に共有できていないこと・目指す子供の姿の共有化がされていない等の課題が見られた。また、子どもの実態に登園・登校しぶりや不登校が顕著な傾向としてあることから、重要度はＡとした。これらの課題解決を目指して、「接続研究推進会議」を4回開催し、中学校修了時の子供の姿、架け橋期終了時の子供の姿、架け橋期のカリキュラムの全体構想を検討しながら共有化を図った。架け橋期のカリキュラムの意義やカリキュラムの進め方をまとめた「かんなみ幼保こ小架け橋プログラムつながるブック」を作成し、この冊子を基本にして架け橋期のカリキュラム作成の方向性を示す等、幼保こ小との円滑な接続に努めたことから実現度はＡとした。
	(ｳ) 特別支援教育の推進 特別に配慮を要する子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成・活用し、支援体制の充実を図る。	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての対話を行う。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用し、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築く。		特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はＡとした。 幼児教育センターによる特別支援教育に関する園への巡回訪問を52回、その他に就園会議、ことばの教室（利用者数61名）、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設と連携し、施設訪問や指導員から助言をいただくなどして対応した。しかし、支援対象児童の増加等によりすべての子供へ細やかな対応ができていないことから実現度はＢとした。
	(ｴ) 働き方改革の推進 保育者の勤務実態を調査し、業務改善を推進する。	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを行う。また、保育者の勤務実態を把握するとともに業務の効率化やデジタル化を図り、時間外勤務の軽減に努める。		文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はＡとした。 業務改善に係る面談、アンケート結果により、持ち帰り仕事の質量を把握し、書類の簡素化やデジタル化の推進に努めた。しかしながら、週日案、個人記録、教室掲示、行事準備など、保育者に必須の業務も多く、勤務時間中も子供に向き合う時間の他、保護者対応、清掃、預かり保育によるシフトがあり、事務処理業務の軽減は思うように進んでいない。 保育者が保育業務に専念できるよう、園に用務員や事務補助員の配置があり、業務量は削減されつつある。しかし、各保育施設の慢性的な人員不足による保育業務の負担は解消には至っていない。未だ改善の余地があることから、実現度はＢとした。

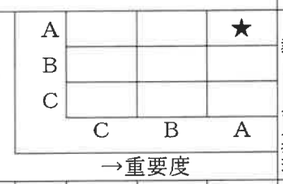
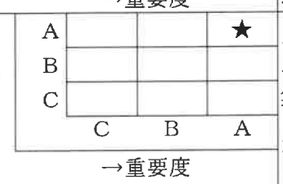
大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2)学校教育の充実	(ｱ)「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し､伸ばすため授業改善を推進する。	a　子供自らが本を手にする読書活動を推進 町立図書館の積極的活用と園・学校との連携を図るとともに、「第四次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かんなみ」を目指す。小中学校の図書館司書、図書ボランティア、読み聞かせボランティアが協力し、学校の読書環境整備や読書活動の推進を図る。 ・函南町版読書記録ノートの活用推進 ・町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑ A/B/C × C B A ★(B,A) →重要度	「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度はＡとした。 学校司書と連携協力し、ＩＣＴを活用した読書記録ノートの今後の活用方法について検討した。各校の実情に合わせ、１人１台端末と紙の記録用紙を併用し、読書記録ノートの活用を推進することができた。 また、幼稚園・こども園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校、チャレンジ教室へ、図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子供の読書活動推進を図った。更に、子育て交流センターへのテーマ貸出も行った。 一方、読書に関する意欲化や読書量については依然、課題があることから実現度はＢとした。
		b　教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせる。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ・少人数指導、習熟度別学習の推進 （「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実） ・基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ・学習者用端末等を活用した個に応じた家庭学習の推進	実現度↑ A/B/C × C B A ★(B,A) →重要度	学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はＡとした。 ＧＩＧＡスクール構想により、令和３年度より１人１台端末と高速インターネット環境を整備し、新たな環境を活かした学校運営を推進している。各学校の実情に応じて、授業内外を問わず校内でのICT活用が進んでいる。令和７年度全国学力・学習状況調査の結果、本町においては、情報リテラシーに係るポイントが有意に高いことが明らかになっている。 主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、並びに家庭学習については、より一層の充実が求められることから実現度はＢとした。
		c　子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育成 小学校学習指導要領により３年生から外国語の授業がスタートすることにより、外国語指導助手ＡＬＴを小学校４名、中学校に２名配置し、教員研修を計画的に行う。 ・ＡＬＴの活用により英語のコミュニケーション力向上	実現度↑ A/B/C × C B A ★(B,A) →重要度	第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度はＡとした。 小学校では、３年生から６年生まですべての授業にＡＬＴを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められており、ＡＬＴ集中配置を活かしたパフォーマンステストも実施できた。小学校においても、ＡＬＴ集中配置によるイングリッシュデイを教育課程に組み込み、児童が様々な国の多様な文化にふれ、国際理解を深める良い機会となっている。日常的なＡＬＴを活用した授業の改善に加え、ＡＬＴの効果的な活用を更に推進していく必要があることから実現度はＢとした。
		d　心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育む。 ・業間運動、昼休み等の外遊びの奨励 ・「函南町部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動の実施 ・「食」に関する教育を教育活動全体の中で計画的に実施 ・栄養教諭、栄養士による食育講座を含む食育推進活動 ・一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及	実現度↑ A/B/C × C B A ★(B,A) →重要度	健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はＡとした。 新型コロナウイルス感染症による運動活動の活動制限はなくなったものの、酷暑による活動制限は児童生徒の心身の成長への影響が危惧される。部活動については平日の終了時刻が定められたことで放課後にゆとりが生まれ、塾に行く前の夕食時間が確保された。 社会教育団体との連携を進め、中学生が参加可能な団体について積極的に周知しており、地域のクラブや団体の活動に参加する生徒が増加している。 部活動地域連携の推進のため、野球部、サッカー部を合同部活動とし、活動を開始し、これにより、生徒の大会出場機会が確保され、新たな交流も生まれた。また、部活動指導員の配置に向けて、要綱の整備を行った。 農業体験や調理体験、食育月間を通し、農や食への理解を深めることができたが、今後も実施方法等を工夫し推進する必要ががあることから、実現度はＢとした。
		e　防災教育、安全教育の充実 ・子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育の実施 ・交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した安全教育活動 ・職員向け救急救命講習、不審者対応訓練等の実施 ・防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認 ・児童生徒向け救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ・引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑ A/B/C × C B A ★(B,A) →重要度	いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はＡとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるよう、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、防災キャンプ等を実施し、感染症対策を踏まえた自助、共助を学ぶことができた。 全国的なクマ被害の増加をうけ、クマ出没対応マニュアルを定めた。緊急時の対応や連絡体制を再確認し、児童生徒への事前指導を行った。今後も、社会情勢を考慮し、危機管理体制の見直しを行っていく。 しかしながら、救急救命講習や不審者対応訓練など多種多様な訓練を、まんべんなく継続的に実施する必要があることから実現度はＢとした。

大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2)学校教育の充実	(7)「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	f　道徳的実践力を高める道徳教育の推進 ・全教育活動の中で、道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を推進 ・「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修　を深める ・日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」 等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努める ・学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ・「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度↑ A B　★ C C　B　A →重要度	健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はＡとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子や、学級内人間関係調査「Q-Uテスト」のデータを可視化し活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めた。 特別な教科「道徳」において、「考え、議論する道徳」への授業改善が道半ばであることから実現度はＢとした。
		g　子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進 特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援するとともに、適切に学校支援員を配置する。 ①園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ・各小学校、幼稚園での「ことばの教室」を言語聴覚士２名で対応。 ・小学校、中学校で巡回相談の実施。学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問、実施。 ②保護者への教育相談の実施と支援 教育支援センターで、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行う。 ③関係機関と連携した対応 必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援を実施。 ④適切な就学支援の実施 ・発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため「通級指導教室」を函南小学校、東小学校、西小学校で開設。 他の各小学校はサテライト方式で対応。 ・小学校での支援の効果を引き続き高めるため、中学校２校に「通級指導教室」を設置。 ・不登校状態にある子供に「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むため、適応指導教室「チャレンジ教室」を設置し、指導員を配置する。 ・中学校に校内適応教室「ステップ・ルーム」を設置し、支援員の配置とSSWの巡回を行う。	実現度↑ A　★ B C C　B　A →重要度	特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はＡとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 中学校２校に加え、新たに小学校１校にも設置した校内教育支援センター「ステップルーム」は、不登校気味の生徒の学校での居場所となっており十分に機能している。 特別支援学級、通級指導教室の対象児童生徒の審議を適切に行い、必要に応じて個に応じた学びの場の拡充に努め、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はＡとした。
		h　いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的に対応する。 いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組む。 ・組織的な校内いじめ防止対策会議の実施 ・定期的ないじめアンケート調査の実施 ・SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ・発達支持的生徒指導を中心にした「いじめ未然防止」の取組推進 ・いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度↑ A　★ B C C　B　A →重要度	いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくＡである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会で確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができている。同会議を年２回、担当者レベルの情報交換会を随時開催として４回実施し、いじめの未然防止対策、早期対応を図った。 過年度に発生したいじめ重大事態に係る再発防止策を年度当初に各校と共有し、町内統一の記録用紙の使用やいじめアンケートの保存について、再度共有し、徹底を図った。令和７年度、いじめの積極的な認知、早期発見を重視し、いじめ重大事態の発生はない。関係機関との連携が一層図られたことから、実現度はＡとした。

大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2) 学校教育の充実	(ｲ) 教育職員の研修の充実と働き方の改善 教育現場の課題は多様化・複雑化しており専門性や資質向上が求められている。授業力向上を含む諸課題に対応する研修や、新学習指導要領に盛り込まれた内容について授業実践研究を推進する。また、自己研さんを推奨するとともに、ワークライフバランスを意識した働き方を推進する。	a　授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方地区教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努める。 ・田方地区教員研修協議会の講師派遣事業を積極的に活用 ・外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）		教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度はＡとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。田方地区教員研修協議会主催の研修はキャリアステージに応じて多種多様な内容で確実に実施されている。また、教員が限られた時間を有効に活用できるようオンデマンド研修も実現し、研修効果を高めることが出来ている。 以上のことから実現度はＡとした。
		b　授業づくり、生徒指導、特別支援教育等の諸課題に対応するため①いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、②主幹・教務主任研修会、③研修主任研修会、④特別支援コーディネーター研修会、⑤学校支援員研修会等を開催する。		複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度はＡとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの未然防止、いじめ早期発見・対応の重要性を啓発する研修や、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度はＡとした。
		c　ＧＩＧＡスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とＩＣＴ支援員が中心となり、ＩＣＴ研修を実施。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施する。		令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ＩＣＴ活用が不可欠であり、重要度はＡとした。 教員が一人一台端末に「慣れて活用する」ための研修や情報提供を行い、教材やＩＣＴを活用した授業、校務の好事例を共有した。 教育情報セキュリティポリシーを定め、教育情報を安全に管理する体制づくりを推進した。また、生成AIの利用に関するガイドラインを定め、有効活用が進んだことから、実現度はＡとした。
		d　教育の情報化、特別支援教育に係る研修について町教育研究会とタイアップすることにより、学校の現状を鑑みた即応性の高い研修会を開催する。 ・学習用端末の効果的な活用に向けた職員研修の実施		令和の日本型学校教育に求められる個別最適な学習と協働的な学習の一体化にＩＣＴや一人一台端末の活用は欠かせない。また、学校には多様な児童生徒が在籍しており、個に応じた支援の充実も欠かせないことから、重要度はＡとした。 令和７年度は、町教育研究会と連携し、各校の校務ＤＸ推進の実践を共有した。クラウドツールを活用した校内での情報共有の効率化や、心の健康観察の成果について協議を行い、有意義な研修となった。 また、特別支援コーディネーターを対象とした研修では、個別の支援計画や指導計画の在り方について再確認し、各校の支援体制の充実を図った。 特別支援教育については、担当者のみならず、全教員の理解をより一層深めていく必要があることから、実現度はＢとした。
		e　教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚する。 ・函南町教育研究奨励賞への応募（各園・各校1名以上）		自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はＡとした。 令和７年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計７点の応募があった。研究発表会には次年度に応募の意欲がある教職員の参加を奨励し、研究意欲の向上に努めたことから、実現度はＡとした。
		f　教育講演会を幼・保・こども園を含む子育て支援課健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有を図る。		幼児教育、また幼・小の円滑な接続の在り方などを研究テーマとして活躍している講師を招き、「幼児教育と小・中学校教育の円滑な接続（つながり）について」を演題とし、保育園、幼稚園、こども園の教職員や支援員も交えて参集形式での講演会を実施した。小学校入学後、ゆるやかに小学校生活をスタートすることが、不適応、不登校などの未然防止につながることを理解し、これからの教育現場に取り入れていく必要があるため、重要度はＡとした。 小・中学校から約160人、保育園、幼稚園、こども園から約50人、町教育委員会関係者及び他市町から約20人の参加があり、事後アンケートでも非常に満足度が高かったため、実現度はＡとした。
		g　教育職員の自己研さんを推奨するとともに、ワークライフバランスを意識した働き方を推進する。 ・業務改善委員会の実施 ・学校部活動について「函南町部活動地域連携・地域移行推進協議会」での検討並びに協議		教職員の労働環境を改善し、子どもと向き合う時間の確保と教育の質の向上を図るためには、業務改善委員会による組織的な業務改善が不可欠である。特に休日の学校部活動は、教職員の時間的負担が大きく、令和８年度からは、部活動の改革実行期に入ることから、重要度はＡとした。 令和７年度には、部活動指導員設置要綱を新規策定し、候補者を確保した。これにより、休日の地域連携の推進が期待される。 業務改善施策の成果と課題を客観的に把握するため、学校評価アンケートに検証用の質問項目を新設するとともに、業務改善委員会において、各校の取組について報告し合う機会を設け、よりよい方向性を探っていく。今後、それらの経過を分析し、更なる改善を図る必要があることから実現度はＢとした。

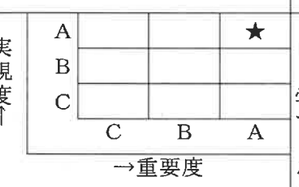
大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(2)学校教育の充実	(ｳ) **家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実** 小中学校全７校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	a　家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図る。家庭学習の習慣化のため、家庭学習ノートや学習者用端末などを家庭の協力と理解を得ながら小・中学校の実情や発達段階を考慮した取り組みを推進する。	実現度↑ A　　★ B C C　B　A →重要度	全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度はＡとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 ＧＩＧＡスクール構想で整備したＩＣＴ環境を活用した効果的な家庭学習については継続的に研究中であるため、実現度はＢとした。
		b　「函南スタンダード」を定め、それぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組む。	実現度↑ A　　★ B C C　B　A →重要度	「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす基本的な姿であることから、重要度はＡとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度はＡとした。
		c　地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進める。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努める。 ・函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ・キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ A　　★ B C C　B　A →重要度	地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はＡとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はＡとした。
		d　「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進する。	実現度↑ A　　★ B C C　B　A →重要度	地域住民を学校教育活動に巻き込んでいくことで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒の生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はＡとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、教科・領域を問わず各校で工夫され実施されているため、実現度はＡとした。
		e　保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かす。 小・中学校全７校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するよう支援すると共に、ＰＤＣＡサイクルを生かし「地域とともにある学校づくり」を推進し、活動内容の地域発信に努める。	実現度↑ A B　　★ C C　B　A →重要度	地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きいため、重要度はＡとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認し、地域学校協働本部につなげていくことで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進するという意識が生まれている。学校が抱える課題が多様化し、学校評価をもとに学校運営や教育活動の成果を検証し、次に生かす体制が構築されつつあるが、これについては、随時見直しや改善が必要であることから実現度はＢとした。

大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(3)社会教育の充実	**基本施策** 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	**(ｱ)生涯学習** ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努める。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進する。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かんなみ生涯学習塾」を運営する。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催する。	実現度↑ A ☐ ☐ ★ B ☐ ☐ ☐ C ☐ ☐ ☐ C B A →重要度	生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要不可欠であるため、重要度はＡとした。 ①のうち青少年学習事業については、小学生を対象とした「わいわい塾」（体験教室・運動教室・自然体験教室）、小中学生を対象とした「ジュニアコーラス函南」を開催した。成人学習事業については、全７回の「チャレンジ大学」学習会を開催した。②については、令和４年度に改定した「第２次男女共同参画計画改訂版」に基づき、親子体験教室の開催や男女共同参画週間での啓発活動を行った。③については「かんなみ学びの杜講座」として19教室を開講し、267人の受講生が学習した。④については、第57回函南町文化祭を開催し、総入場者数は1,861人であった。芸能祭などの大ホール催事を中止し、多目的ホールで文化協会の創意工夫により、様々な世代が参画して開催することができた。これら成果を踏まえ、実現度はＡとした。
		(ｲ)青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図る。 ②あいさつ運動を定期的に実施し、地域の青少年声掛け運動を継続する。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努める。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施する。	実現度↑ A ☐ ☐ ★ B ☐ ☐ ☐ C ☐ ☐ ☐ C B A →重要度	青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くＡとした。 ①②③④とも地域・学校・PTA・警察等の関係機関及び青少年健全育成団体と連携を図り、開催した。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義は大きく、実現度はＡとした。
		(ｳ)社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催する。 ②社会体育施設、学校体育施設の充実を図る。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成する。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくる。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指す。	実現度↑ A ☐ ☐ ☐ B ☐ ☐ ★ C ☐ ☐ ☐ C B A →重要度	生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、健康寿命の延伸につながり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度はＡとした。 コロナ前と同等の活動ができるようになった結果、スポーツ人口が戻り、施設利用数も概ね回復している。コロナ禍で一時的に減ったスポーツ人口の回復と裾野の拡大を目的に、体力や年齢、性別に関係なく、手軽に簡単に楽しめるパラスポーツやニュースポーツの推進を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に資することができた。さらに、第10回ノルディック・ウォーク教室は、かんなみ仏の里美術館冬季企画展「トナリの石造物」と連携し、町内の石造物を巡りながら歩くコースを設定するなど、スポーツと町の文化に触れる機会を組み合わせた取り組みを実施した。町の文化や歴史に触れながら運動を楽しめる内容としたことで10代から70代まで幅幅広い年齢層の参加があり、スポーツの振興に加え、地域への関心を高める機会となった。 また、社会体育施設では、函南町体育館屋根・外壁防水工事、学校体育施設では、老朽化した照明柱の補強工事をそれぞれ実施し、利用者の安全の確保や不便の解消とともに、施設の長寿命化につなげることができた。 引き続き町民の健康増進、運動欲求に応える必要性があることから、実現度はＢとした。
		(ｴ)コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助する。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築する。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援する。	実現度↑ A ☐ ☐ ★ B ☐ ☐ ☐ C ☐ ☐ ☐ C B A →重要度	社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることや、コミュニティ施設の長寿命化を図る観点から、重要度はＡとした。 ①の施設整備については９地区11事業の申し出を受け補助金を交付した。コミュニティ活動では、運動会、スポーツ大会等の他、納涼祭やどんど焼きなど行事の申請が増加し、13区で24件の申請があり、合計で599,000円の交付金を交付した。 ②については、間宮幼稚園、みのり幼稚園と共催で家庭教育支援講演会を実施した他、間宮幼稚園の保護者を対象に家庭教育支援員による家庭教育講座を開催した。③については、令和７年度は３地区から補助申請があり、合計で90,000円の補助金を交付した。これらの補助金が十分に活用され、地域の活性化が図られていることから実現度はＡとした。

大項目　3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(ｵ)文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用に努める。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていく。 ②文化財の保護・管理・活用に努める。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図る。		長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度はＡとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、地域の人による利用を増やし、親しまれる美術館を目標に、図書館との共催事業「出張図書館in仏の里」を４回開催した。 ②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業では、安全対策工事の完成を以て事業が完了した。令和８年３月28日から一般共用を再開した。伊豆半島ジオパークである丹那断層、柏谷横穴群は草刈り・小規模修繕を行い、良好な景観の維持管理に努めた。令和７年度実施事業について実現度はＡとした。
		(ｶ) 図書館活動 ①図書館資料の充実を図り、児童書の収集に重点的に取り組む。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施する。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図る。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図る。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努める。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第四次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進する。		町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度はＡとした。 役場等の関係機関とも連携し、図書館からの情報発信に努めた。園、小・中学校等へ、図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子育て交流センターへの貸出も行った。 新規イベントとして、思い出のある本の交換会や、図書館司書の体験ができるイベントなどを実施し、本や図書館に親しむ環境の充実を図ることができた。 また、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できるバリアフリー図書を集めた棚「りんごのたな」を設置し、すべての子どもたちに読書の喜びを届けることを目指す環境整備を行うことができた。 以上のことから実現度はＡとした。

函南町教育委員会後援申請一覧　（令和８年９月定例教育委員会分）

令和8年9月30日開催

	事　業　名	主　催　者　名	開　催　日 開　催　場　所	入場料	過去承認	報告有無
1	2027年度小学生のためのお仕事ノート 熱海市･伊東市･伊豆市･伊豆の国市･函南町版	株式会社　ケイ・クリエイト 代表取締役　池戸　武志	令和９年４月初旬　各校納品予定	無料	無	－
2	三島・長泉子どもミュージカル 第11回公演「ロンの花園」	三島・長泉子どもミュージカル 代表　山本　朋美	令和９年３月14日（日） 三島市民文化会館　大ホール	有料	有	有
3	令和８年度静岡県広域文化事業 田方文化祭	田方文化協会連絡協議会 会長　佐藤　泰博	令和９年１月31日（日） 函南町文化センター　多目的ホール	無料	有	有
4	令和８年度日本大学国際関係学部下期 市民公開講座	日本大学国際関係学部 学部長　渡邊　武一郎	令和８年11月４日（水）、11日（水）、18日（水）、25日（水） 日本大学国際関係学部　三島駅北口校舎1階大会議室	無料	有	有
5	シゾクリPROJECT「2026静岡カップ」	一般社団法人シズクリ 代表　山下　由伸	①令和９年１月16日（土） ②令和９年１月23日（土） ①沼津情報・ビジネス専門学校ほか２会場 ②STSTグループ静岡駅前キャンパス	無料	有	有
6	2026　函南・みんなの平和展	2026函南・みんなの平和展実行委員会 代表　丸山　英子	令和８年11月22日（日）、23日（月・祝） 函南町文化センター　多目的ホール	無料	有	有
7	以下余白					
8						
9						
10						

（第１号様式）

2026年　7月　23日

函南町教育委員会

申請者　住　所 [redacted]

氏　名　堀井　裕之

（連絡先）[redacted]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2027年度　小学生のための「お仕事ノート」 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版		
期　日	2027年4月初旬 各学校納品予定		
会　場	各市町内小学校3・4年生/教員様		
主催者	団体名	株式会社ケイ・クリエイト	
	代表者	池戸　武志	
	住　所	〒493-0005　愛知県一宮市木曽川町小牧寺125番地	
共催又は後援団体	(有)・無 （有りの場合はその名称）	共　催	有限会社アド・フューチャー
		後　援	伊東市教育委員会（予定） 伊豆の国市教育委員会（予定） 熱海市教育委員会（配布許可取得）

受付
8.7.2
生涯学習課

事業の対象 と 目　的	本事業は、町内の小学校に通う児童を対象としたキャリア教育支援事業です。地域で活躍する企業や団体の仕事を分かりやすく紹介し、児童が働くことの意義や社会とのつながりについて理解を深める機会を提供します。将来の進路や職業への関心を高めるとともに、地域産業への理解と郷土愛の醸成を目的としています。		
事業内容	町内および近隣地域で活躍する企業・団体を取材し、その仕事内容や社会的役割、働く人々の思いなどを児童向けに分かりやすくまとめたキャリア教育冊子「お仕事ノート」を制作・配布します。冊子は町内小学校の児童へ無償配布し、総合的な学習の時間やキャリア教育の教材として活用いただくことを想定しています。掲載内容は児童の理解度に配慮した構成とし、地域社会を支えるさまざまな職業への興味・関心を育むとともに、地域産業や企業の魅力を学ぶ機会を創出します。		
申請理由	近年、キャリア教育の重要性が高まる中、児童が地域社会や職業について学ぶ機会の充実が求められています。本事業は、地域企業や団体の協力のもと、児童が身近な仕事や働く人々の役割を理解し、自らの将来について考えるきっかけを提供するものです。また、地域への理解や愛着を深める教育的効果も期待されます。教育活動の一環として広く活用していただくため、本事業の公益性および教育的意義をご理解いただき、後援を申請するものです。		
入場料	有　料 無　料	有料の場合の金額	協賛企業より、協賛金として 1口¥150,000(税別)徴収

※　開催の事業資料を添付してください。

※　入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

2027年度　小学生のためのお仕事ノート
熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版

収 支 予 算 書

	項　　目	金　　額（税込）	説　　明
収入	掲載協賛金	1,650,000	・1口 165,000円(税込)×10社予定
	合　　計	1,650,000	
支出	活動費	230,000	・協賛企業セールス
	取材費	220,000	・10社
	編集費	220,000	・表紙・表4・巻頭記事・お仕事コンテンツ10業種
	デザイン制作費	220,000	・表紙・表4・巻頭記事・お仕事コンテンツ10業種
	撮影費	175,000	・10社
	PM費	150,000	・冊子完成まで一式
	印刷費	300,000	・B5冊子
	配送費	35,000	・市町内一括納品
	雑費	100,000	・交通費 他
	合　　計	1,650,000	

キャリア教育における副教材

小学生のためのお仕事ノート

しょうがくせいのための
おしごとのーと

熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町版　発行企画概要

（2027年1月発行）

※学校配布 2027年4月

K-CREATE　ad.FUTURE

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

弊社紹介　株式会社ケイ・クリエイト

愛知県西尾張エリアで“地域みっちゃく生活情報誌® くれよん®”発行



【一宮・稲沢版】
総発行部数208,400部



【江南・大口・扶桑版】
総発行部数60,200部



【岩倉・北名古屋版】
総発行部数58,250部



【清須・あま版】
総発行部数66,400部



【海部・津島版】
総発行部数59,900部



【西区・北区版】
総発行部数63,200部

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

子育て情報誌きらきら☆青森県・東北六県・北海道・東海三県・静岡県版発行



【東海三県版】
発行部数
979園 106,620部



【青森県版】
発行部数



【静岡県版】
発行部数
454園 33,945部



【東北六県版】
発行部数
1,553園 102,860部



【北海道版】
発行部数
305園 23,225部



【ぼうさいえほん静岡県版】
発行部数 130,000部
県内全幼稚園・保育園

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

自分の将来に希望あふれる夢を描けるように

私たちを取り巻く環境は、近年、日本社会のさまざまな分野において、構造的な変化が進行しています。それにともなった変化の度合いが大きくなり、とくに産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化や流動化などがおこり、未来に羽ばたくはずの児童にとって「憧れの大人像」を見つけるのが難しく、自分の将来に「希望」を見出しづらくなっていると言われています。

そこで、提唱されるようになったのが「キャリア教育」の必要性です。変化する社会の中で、児童・生徒が希望をもって、自分の未来を切り拓いていくための**キャリア教育の実施には、学校と、家庭と、そして地域と連携する機会が必要**だと考えられています。このような体験を通じて児童・生徒が「生きる力」を身に付け、柔軟かつ、たくましく対応し、社会人として自立できるようにする教育が「キャリア教育」です。

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

『お仕事ノート』『お仕事ブック』の展開状況　全国の都道府県・市区町村で発行中

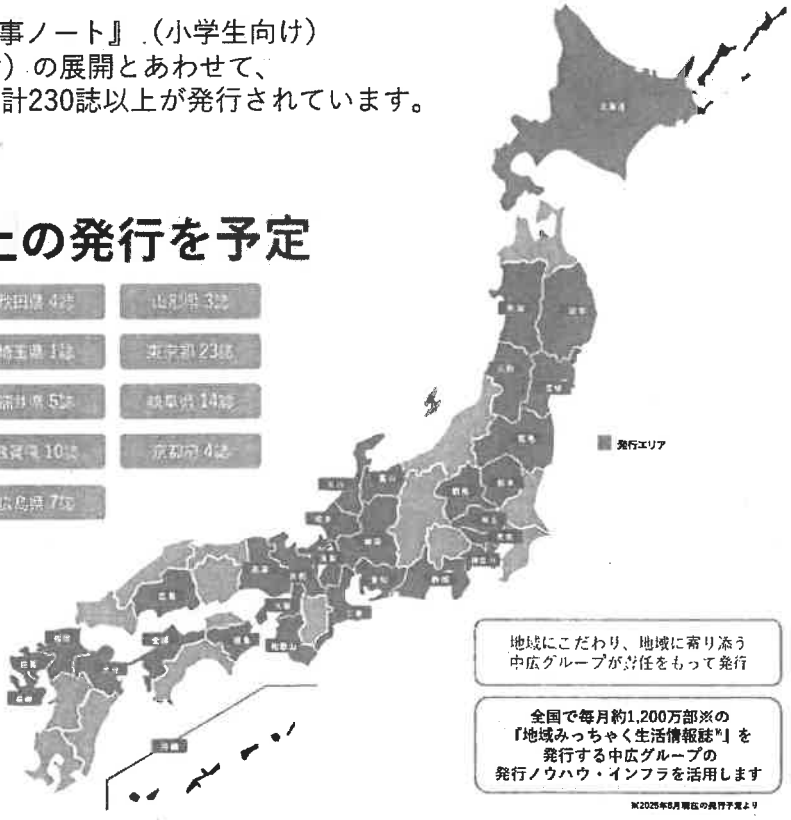
2020年5月に岐阜市で創刊された『お仕事ノート』（小学生向け）
その後の『お仕事ブック』（中学生向け）の展開とあわせて、
2025年3月までに、全国31都道府県で累計230誌以上が発行されています。

2025年4月～2026年3月までに

32都道府県 250誌以上の発行を予定

北海道 6誌	岩手県 3誌	宮城県 4誌	秋田県 4誌	山形県 3誌
福島県 8誌	茨木県 2誌	群馬県 4誌	埼玉県 1誌	東京都 23誌
神奈川県 17誌	富山県 6誌	石川県 7誌	福井県 5誌	岐阜県 14誌
静岡県 15誌	愛知県 25誌	三重県 7誌	滋賀県 10誌	京都府 4誌
大阪府 24誌	兵庫県 15誌	和歌山県 2誌	広島県 7誌	
山口県 1誌	徳島県 4誌	愛媛県 6誌		
福岡県 18誌	佐賀県 5誌	長崎県 2誌		
大分県 2誌	沖縄県 1誌			

※2025年8月現在の発行予定より



地域にこだわり、地域に寄り添う
中広グループが責任をもって発行

全国で毎月約1,200万部※の
『地域みっちゃく生活情報誌※』を
発行する中広グループの
発行ノウハウ・インフラを活用します

※2025年8月現在の発行予定より

信頼・好評をいただき、

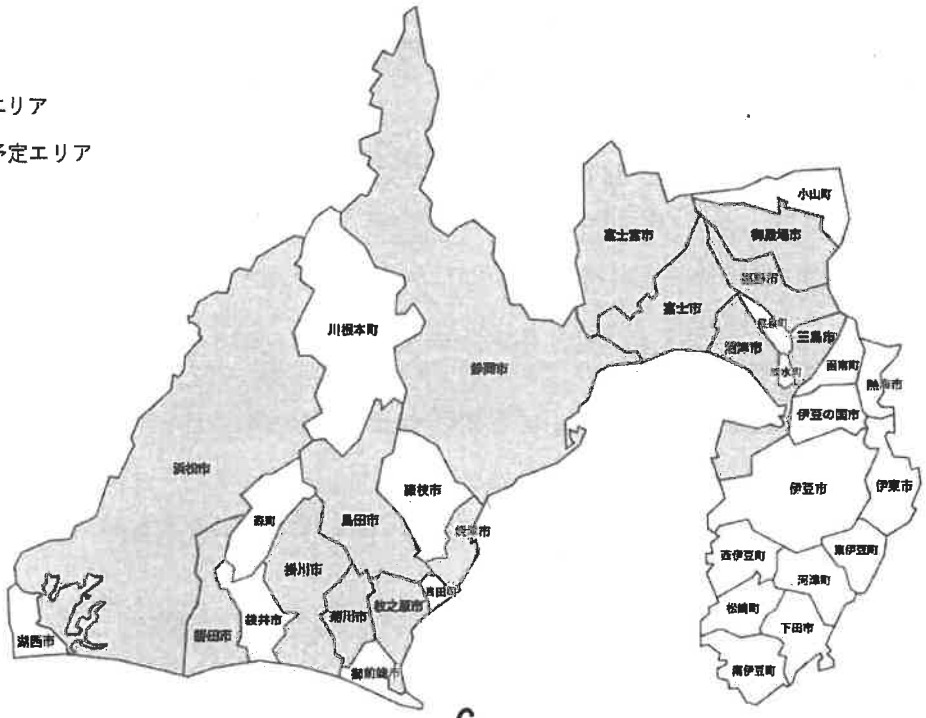
全国各地で展開中！

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

静岡県内展開状況

静岡県内での発行状況

■発行エリア
□発行予定エリア



Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

『お仕事ノート』『お仕事ブック』

児童・生徒が夢あふれる未来を描くために必要な情報と、地元の企業が伝えたいことをマッチングさせながら、教育現場の先生にもメリットのある１冊です。

児　童

業界の知識

自分の住む地域は、どんな仕事がさかんなのか、どんな種類の仕事があり、この先、どんな技術が必要となるのかを知ることができる

将来像の構築



具体的な仕事、企業情報を知ることで、自分の将来を描くための期待をもつことができる。

教育現場



キャリア学習

地域企業の仕事を具体的に紹介することで、子どもたちが将来の夢を描くことをアシストする

地域とのつながり

授業での活用や、出前授業（出張講義）、職場体験の受け入れなどのきっかけとなるツール

地域の企業

ブランディング

仕事の内容についての理解や魅力を、未来を担う子どもたちに伝えることができる



地域貢献の一環

地元企業の魅力を知ってもらうことで、将来的に地元に愛着を持てるきっかけをつくり、地域の活性化につなげることができる

児童・生徒、教育現場、地域の企業をつなぐ

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

地域にこだわり、地域に寄り添う『地域みっちゃく生活情報誌®』を発行する中広グループが、その地域密着力と発行ノウハウ・クリエイティビティを使ってつくる、子どものキャリア教育をアシストする副教材が「お仕事ノート」です。



デザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

小学生のための お仕事ノート

自分の暮らす地域の産業や、具体的な企業について知ることができます

☞ 市区町村ごとに発行

地元産業について、産業の仕組みや構造から、実際に働く人の声まで具体例を挙げながら紹介します

☞ 業種ごと様々な仕事を掲載予定

児童が、今の自分や将来への思いを見つめたり、一歩を踏み込んで考えられる誌面展開。情報の一方通行ではなく、「知る」から「考える」まで導きます

☞ キャリア教育の発達・推進を促す

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.



デザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

小学生のための お仕事ノート

≪媒体概要≫

仕　　様:B5判 オールカラー
発行部数: 2,400部予定(教員様分含む)
発行地域: 熱海市・伊東市・伊豆の国市・函南町
配布対象: 許可エリアの公立小学校(25校) 3/4年生
発 行 日 : 2027年1月末頃(予定) ※学校配布は2027年4月
発　　行: 株式会社ケイ・クリエイト/有限会社アド・フューチャー
後　　援: 伊東市教育委員会(予定)・
　　伊豆の国市教育委員会(予定)・函南町教育委員会(予定)
配布許可: 熱海市教育委員会
企画編集: HAPPY MEDIA
　　地域みっちゃく生活情報誌®
協　　力: JLAA 一般社団法人日本地域広告会社協会
協 賛 金 : 150,000円(税別)　※見開き・2ページ

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

熱海市：7校

第一小学校	第二小学校	多賀小学校	伊豆山小学校
桃山小学校	泉小学校	初島小学校	

伊東市：7校

大池小学校	宇佐美小学校	八幡野小学校	富戸小学校
池小学校	南小学校	伊東小学校	

伊豆の国市：6校

長岡南小学校	長岡北小学校	韮山小学校	韮山南小学校
大仁小学校	大仁北小学校		

函南町：5校

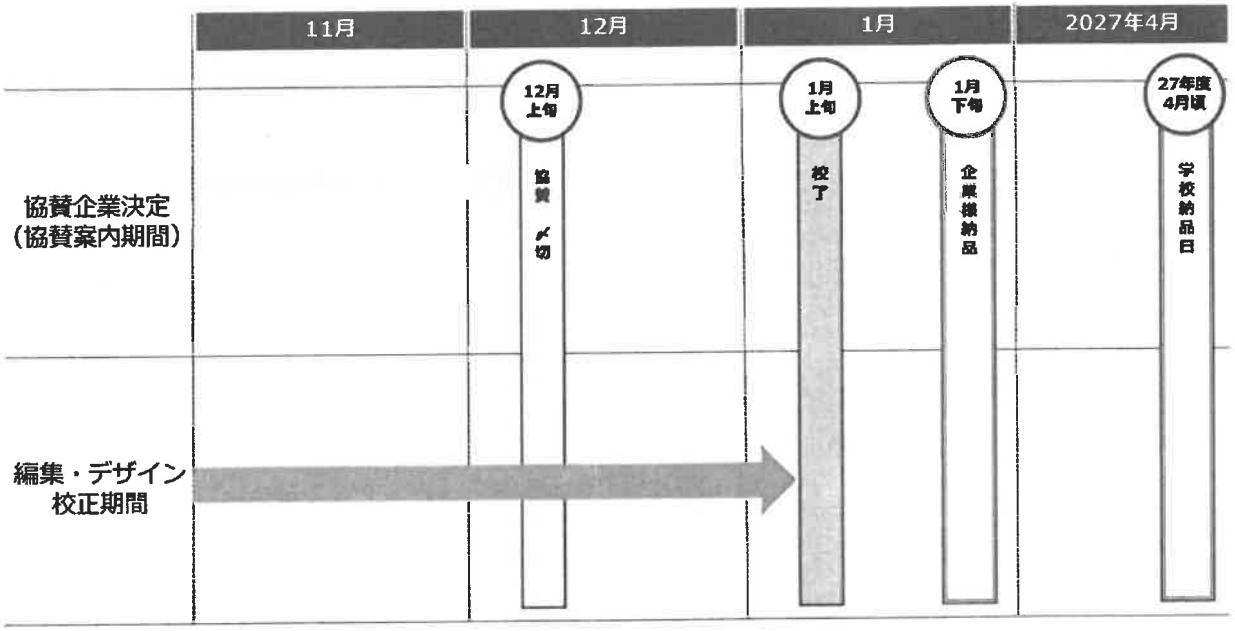
函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校
西小学校			

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.



※掲載例をもとにしたデザインイメージであり、実際とは異なる場合がございます

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

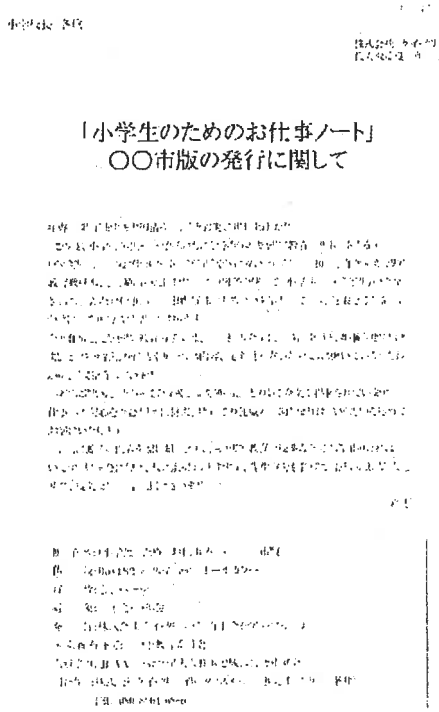


Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

ご協賛金（税別）

1見開き（2ページ）150,000円

Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.



「小学生のためのお仕事ノート」
○○市版の発行に関して



Copyright © 2026 K-CREATE CO., LTD. All Rights Reserved.

（第１号様式）

令和8　年　8月18日

函南町教育委員会

住　所 [redacted]

申請者

氏　名　茂呂　紋子

（父母会広報担当）

（連絡先）[redacted]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島・長泉子どもミュージカル　第１１回公演「ロンの花園」		
期　日	自　２０２７年3月１４日　（日）　午後１時００分　から 至　２０２７年3月１４日　（日）　午後７時分４０まで		
会　場	三島市民文化会館　大ホール		
主催者	団体名	三島・長泉子どもミュージカル	
	代表者	山本　朋美　（父母会　会長）	
	住　所	[redacted]	
共催又は後援団体	（有）・無 （有りの場合はその名称）	共　催	
		後　援	沼津市教育委員会、三島市教育委員会、 御殿場市教育委員会、伊豆市教育委員会、 伊豆の国市教育委員会、長泉町教育委員会、 清水町教育委員会、裾野市教育委員会 静岡新聞社・静岡放送、FM ボイスキュー （予定）

事業の対象 と 目　　的	小学生から高校生までの異年齢の子どもたちが１年間かけて一つのステージを創り上げる活動を通じて、互いを思いやる心や協調性を育むことを目的とする。また舞台を通じて、素直な気持ちや他者を思いやることの大切さを広く伝えるとともに、ミュージカルに触れる機会が限られる地域において、歌やダンスによる舞台芸術を届け、情操教育及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。		
事業内容	地元の小学生・中学生・高校生を対象に週１回（主に月曜日）ミュージカルレッスンを実施している。講師は地元の音楽講師および劇団 BDP の専門講師が務める。レッスンの成果発表の場として、また地域の芸術文化の発展に寄与することを目的に教育委員会の後援を受けながら、年１回地元公演の開催を目標に活動している。過去に１０回公演実績があり、今年度は第１１回公演として「ロンの花園」を上演予定として活動している。出演者は静岡県東部在住の小・中学生、高校生です。		
申請理由	本事業は、ミュージカルの創作活動を通じて、子どもたちの豊かな感性や協調性、思いやりの心を育むことを目的としている。また、仲間とともに努力する中で得られる達成感や、舞台を作りあげる喜びを地域の多くの方々に知っていただくと共に地域の文化芸術活動の振興及び子どもたちの健全育成に寄与するため、後援を申請するものである。		
入場料	有　料	有料の場合の金額	S席２５００円 A席２２００円 B席１８００円 オンライン配信 ２０００円

※　開催の事業資料を添付してください。

※　入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

三島長泉子どもミュージカル　会則

第１章　総　則
第１条（目　的）
　本会則は、演劇に関する基本的な技能・演技力を養うとともに会員の文化的創造性を育成し、静岡県の芸術文化向上に貢献し、かつ、会員相互の親睦・交流を維持するのに必要な事項を定めて、会の合理的で且つ児童劇団「大きな夢」の理念に基づき、円滑な運営を図ることを目的とする。

第２条（名　称）
　本会は、「三島長泉子どもミュージカル」と称する。

第３条（運営組織）
１、本会の会員は、次に揚げる者で、入会を希望する者とする。
　◆静岡県、又は近郊に在住する児童生徒で保護者の承認を得た者
２、入退会の取扱に関しては第２章「入退会取扱」に従う。

第４条（運営組織）
　本会に次の役員を置く。（兼任の場合も有）
(1)代表　1名　　(2)副代表　2名
(3)一般会計　1名　　(4)　公演会計　1名　(5)　広報　2名　(6)監査　1名

第５条（役員の任務）
　役員は、本会を代表し、運営に関する一切の計画立案、実行及び組織運営を統括する。
(1)代表は本会を代表し、会務を統括する。
(2)副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その会務を代行する。
(3)一般会計は本会の口座管理を含め経理事務を担当する。

第６条（役員の選出）
　本会の役員は、三島長泉子どもミュージカル父母会の役員の3分の2以上の賛同を得た者とする。

第７条（役員の任期）
１,役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
２,役員の中で退会者が出た場合は、直近の機会に開催される役員会においてその補充を行う。
３,補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第８条（役員会）
　役員会は必要により随時開催する。

第９条（総会）
１,総会は次の事項を議決する。
　①父母会活動の報告及び収支決算
　②その他この団体の運営に関する重要事項

第１０条（会計・財務）
１,本会の会計・財務は、入会費、運営費、活動費、および公演入場料、ならびに賛助金、広告料等をもって充てる。
２,会計年度は5月1日から翌年3月31日までとする。
３,入会費、会費、活動費は、第3章「会費等納入」に定める通りとする。

第１１条（事務所）
　本会の事務所は、代表宅に置く。
　また、会の所在地は事務所と同一である。

第２章　入退会取扱
第１条
　入会を希望する者は父母会宛に、住所・氏名・年齢等を記入した入会申込書を提出し、
　保護者の同意を得ていることを確認する。

第２条
　退会する場合は、主任講師に申し出たのち指定の「退会届」に記入し提出する。下記の場合は、退会届がなくても退会とみなす場合がある。
(1)　3ヶ月以上定められた会費や諸費用の納入がないとき。
(2)　本人と3ヶ月以上連絡がとれなくなったとき。
(3)　役員が正当な理由をもって退会を勧告したとき。

第３章　会費等納入
第１条（入会費）
１,入会費は通常の活動に必要な諸経費として支出される。
２,入会手続きのなかで入会費6,600円を納入した時点で入会が完了する。ただし、入会手続きが完了した会員の保護者の場合「父母会会員」として自動的に登録され会員となる。

第２条（会　費）
　会員は通常の活動に使用する会費として、月額12,100円（月会費、運営費、衣裳管理費を含む）を毎月末までに翌月分を納入する事を要す。

第３条（活動費）
　通常の活動に必要な諸経費が不足であると役員が判断した場合、一時的に会員から使用目的を明示して徴収することがある。

第４条（公演積立金）
１,公演積立金は、定期・不定期の具体的な公演の費用の一部とする目的で会員個人の名義で積み立てられ、対象とする公演以外の目的に流用することはできない。
２,当該会員が公演に参加できなかった場合は、前受金を含む

第５条（入場料）
　１,入場料は、公演に要する諸費用に使うものとする。
　この会則に定めていない事項で疑義が生じたとき、役員会で協議するものとする。

附　則
・本会の設立年月日は、平成26年10月20日とする。
・本会則は令和5年5月1日から施行する。
・口座の管理は一般会計が行う。

一般会計担当：藤田ひろこ
住所：〒411－0833
三島市中305
レアールメゾン加藤１０２号

　この記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表：　山本　朋美
住所：〒411 - 0911
清水町久米田54 - 2

三島・長泉子どもミュージカル　第１１回公演「ロンの花園」
収支予算書

令和8年7月6日

【公演日】　令和９年３月１４日（日）
【場所】　三島市文化会館

単位：千円

項目	決算算額	備考
収入合計	5930	
支出合計	5930	
差引額	0	

単位：千円

収入の部

項目	予算額	備考
公演費	430	前受金10,000円×43人＝430,000円
公演費	1720	公演費40,000円×43人＝1,720,000円
チケット代	3080	(2500円×200席＋2200円＋350席＋1800円×150席）×2回
オンライン配信	400	２０００円　×２００(１セット　２０００円にて販売)
協賛	300	地元企業等に依頼予定
収入合計	5570	

単位：千円

支出の部

項目	予算額	備考	
宣材写真	180		
会場費	570	ホール・楽屋・設備費	
公演撮影費 写真撮影費	150		
ホテル代	400	講師・スタッフ・カメラマン宿泊費代	
ケータリング代	200		
ライブポケット手数料	154	チケット代５％で計算	
ZAIKO配信手数料	80		
雑費	300	振込手数料・会場装飾費・備品代等	
小計	2034		
BDPへの支払い	3496	BDP指導費	541
		BDP舞台費	740
		BDP照明費	908
		BDP音響費	562
		BDP衣装費	246
		スタッフ等交通費交	200
		消費税	299
BDPチラシ・プログラム代	160	チラシ・プログラム　デザイン・BDP手数料等	
著作権使用料	240	２公演分　JASRAC	
小計（外部への支払い）	3896		
支出合計	5930		

三島　長泉子どもミュージカル　第11回公演　企画書

事業名：三島・長泉子どもミュージカル　第11回公演「ロンの花園」
主　催：三島・長泉子どもミュージカル

開催日時：2027年3月14日（日）　13時～　17時～　（2回公演）
開催場所：　三島市民文化会館　大ホール
〒411-0036　静岡県三島市一番町20-5　電話番号：055-976-4455

入場料：

席区分	料金
S席	2500円
A席	2200円
B席	1800円

＊公演終了後にオンライン配信　1公演　2000円

後援（例年通り申請予定）
三島市教育委員会　沼津市教育委員会　御殿場市教育委員会　裾野市教育委員会
伊豆市教育委員会　伊豆の国市教育委員会　長泉町教育委員会　清水町教育委員会
函南町教育員会
静岡新聞社・静岡放送　FMボイスキュー

協賛：地元企業へ依頼

演目：ミュージカル「ロンの花園」
原作・脚本：高橋千伽江
あらすじ：
ロンは花が大好きなやさしいおおかみ。ひとりぼっちで、岩山に花園を作っています。
ある日、悪いことが大好きと有名なおおかみのガンガや、目の見えないうさぎのミミと友だちになる。
一方「おおかみはおそろしい」と決めつけている村の動物たちは、ロンが作った花園が自分たちを捕まえる罠に違いないと大騒ぎし始める。その時、ロン、ガンガ、ミミは…。
見た目で判断する難しさ、友だちを思う優しさ、勇気、思いやりの大切さを描いた心温まるストーリー。

出演者：三島・長泉子どもミュージカル所属劇団員。

＊劇団員は地元小・中学生、高校生から構成。

以下43名（2026年7月在籍数）

徳丸こころ、宮田希美、岩本日和、阿部栞歩、高村衣良織、小林姫咲葵、山本琴葉、
山島悠希、加藤花恋、宇野碧衣、石井心彩、阪川宥奈、阿部莉歩、渡辺葉月、佐藤みみ
山田久美子、石井桃花、佐野新奈、佐藤みゆき、猿田のん、桜井栞、藤田ちひろ、
良知勇成、石井美和、加藤紗和、山田はつき、松久由香里、矢澤七音、斎藤光、木下夏帆
茂呂柚希、石井鈴葉、津久井結梛、豊田かあな、田中響貴、河合寿々、日吉蘭、
津久井楓花、太田一二三、星野怜奈、山本奏菜、加藤未蘭、茂呂映希

＜スタッフ＞

演出：青砥洋（劇団ＢＤＰ）　現場演出：櫻井みずき（劇団ＢＤＰ）
音楽　：藪内智子（劇団ＢＤＰ）
振付：濱由美子（劇団ＢＤＰ）　舞台美術：中川香純（劇団ＢＤＰ）
照明　：渡邉雄太　（劇団ＢＤＰ）
音響　：小幡亨　　舞台監督　：中野祐　（劇団ＢＤＰ）
歌唱指導 江本真奈美　　アシスタント：荒実ゆき（劇団ＢＤＰ）
衣裳：　BDP衣裳センター
映像制作：株式会社カラーズ
宣伝美術　：山口千尋・佐野晶子
制作 三島・長泉子どもミュージカル父母会
総合プロデューサー　：中沢千尋（劇団ＢＤＰ）

＜主なスケジュール＞

＊公演に向けた練習日　毎週月曜日　18時～21時
2026年　5月25日　　演目発表
2026年　8月31日　　公演　オーディション
2026年　9月　3日　　配役発表
2027年　1月11日　　衣装合わせ
2027年　2月1日　　ホール稽古①
2027年　2月28日　　ホール稽古②
2027年　3月13日　　仕込み　搬入　ＧＰ2回
2027年　3月14日　　本番　ばらし　搬出

児童劇団 大きな夢

三島・長泉子どもミュージカル第10回記念公演

ミュージカル ピエの人形の詩（うた）

愛と感動、楽しさいっぱい

ぼくは知ってるよ、きみがどんなに優しくてステキな女の子なのかってこと。
そんなにすぐに悲らないで。心の奥の引出しをそっと開けてごらん。
ね、見えるでしょ、美しい世界が。耳をすまして幸せの歌を聴いてみようよ。



2026年

3月7日(土)
13:00 いちご組
17:00 バナナ組

3月8日(日)
14:00 ぶどう組

※各回とも開場は開演の30分前
※上演時間 約1時間45分（休憩含む）

三島市民文化会館（ゆうゆうホール）大ホール

チケット発売日
2026年1月10日(土)10:00～

劇場チケット[全席指定]
S席 2,500円
A席 2,200円
B席 1,800円

Bugs Stage 配信チケット 2,000円（配信手数料別途）
3組セット販売 4,000円（配信手数料別途）
【収録配信期間】2026年3月20日(土)～3月27日(土)

脚本 山崎陽子

STAFF

演出	青砥 洋
現場演出	櫻井みずき
舞台美術	土屋 茂昭
音楽	薮内 智子
振付	濱 由季子
照明	渡邊 雄太
音響	小幡 亨
舞台監督	中野 祐
歌唱指導	江本麻奈美
アシスタント	荒 実ゆき
衣裳	BDP 衣裳センター
映像制作	株式会社カラーズ
イラスト	YOUCHAN
宣伝美術	中島 秀美
制作	三島・長泉子どもミュージカル父母会
総合プロデューサー	中沢 千尋

【後援】三島市教育委員会／長泉町教育委員会／沼津市教育委員会／裾野市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／清水町教育委員会
函南町教育委員会／伊豆市教育委員会／御殿場市教育委員会／静岡新聞社・静岡放送／FMボイス・キュー

公演に関するお問合せ
●各出演者 ●三島・長泉子どもミュージカル父母会
[父母会:メール] mnkm201410@gmail.com

チケットのお申込み
https://mnkm201410.my.canva.site/
チケット発売日 2026年1月10日（土）10:00～

チケットのご購入はこちら →

三島・長泉子どもミュージカル第10回記念公演

ミュージカル ピエロの人形の詩

2026年
3月7日(土)13:00いちご組/17:00バナナ組　3月8日(日)14:00ぶどう組
※各回とも開場は開演の30分前　※上演時間 約1時間45分（休憩含む）

三島市民文化会館（ゆうゆうホール）大ホール

劇場チケット（全席指定）S席 2,500円　A席 2,200円　B席 1,800円
※3歳未満のお子さまもご入場いただけます。より安心してご覧いただけるよう、客席後方などをご案内する場合がございますので、チケット購入時にお気軽にご相談ください。

配信チケット 2,000円（配信手数料別途）　**3組セット販売 4,000円**（配信手数料別途）
【収録配信期間】2026年3月20日（土）～3月27日（土）

【後援】三島市教育委員会／長泉町教育委員会／沼津市教育委員会／裾野市教育委員会／伊豆の国市教育委員会／清水町教育委員会
函南町教育委員会／伊豆市教育委員会／御殿場市教育委員会／静岡新聞社・静岡放送／FMボイス・キュー



静岡県三島市一番町20-5　TEL055-976-4455

※駐車場について
駐車場のご用意はございません。公共交通機関をご利用下さい。
近隣に有料駐車場はありますが駅前駐車場は工事中の為、数が大変少なくなっておりますのでご注意下さい。開演時間に間に合わない場合、指定の席にご案内できないこともございます。

公演に関するお問合せ
●各出演者　●三島・長泉子どもミュージカル父母会
[父母会:メール] mnkm201410@gmail.com

チケットのお申込み
https://mnkm201410.my.canva.site/
チケット発売日 2026年1月10日（土）10:00～

チケットのご購入はこちら →

●氏名下の役名のピンク文字はいちご組、グリーン文字はバナナ組、ブルー文字はぶどう組、**黒文字は全公演共通の役になります。**


小濱 千咲（高3）
母親／ピエロ


清水 そら（高2）
青年・王子／母親、妖精
妖精／果物


徳丸 こころ（高1）
みゆき、おばあさん
クモダンサー／妖精


宮田 希美（高1）
妖精／青年・王子
母親、妖精／果物


岩本 日和（中3）
ナナ


阿部 栞歩（中2）
ナナ


高村 衣良織（中1）
妖精／妖精／青年・王子
クモダンサー


小林 姫咲葵（中2）
ピエロ／恋人（男）、妖精


中村 日茉理（中1）
ゆかり／果物、妖精


山本 琴葉（中1）
果物屋主人、クモダンサー
果物屋主人／妖精


山島 悠希（中2）
かおる
クモダンサー、妖精


平川 千聖（中2）
クモダンサー／果物屋主人
クモダンサー／恋人（女）、妖精


加藤 花恋（中1）
かおる／果物、妖精


宇野 碧衣（中1）
ナナ


石井 心彩（小6）
クモダンサー
ケンタ、おばあさん／妖精


参河 晴都（小6）
マサオ／クモC、白馬


阪川 宥奈（小6）
マサオ／果物、妖精


阿部 莉歩（小5）
ケンタ／果物


加藤 獅穏（小4）
タケシ／子猫、白馬


渡辺 葉月（中2）
果物／ようこ、三毛猫


佐藤 みみ（中1）
ゆかり／果物、妖精


山田 久美子（小6）
みゆき／クモダンサー、妖精


石井 桃香（小6）
姉／果物、妖精


佐野 新奈（小6）
ようこ、三毛猫／果物


佐藤 ゆきみ（小4）
果物、妖精／小犬／妖精


猿田 のん（小3）
妖精／果物、妖精／小犬


櫻井 栞（小3）
妹／果物、妖精


宮田 朱里（高3）
恋人（男）、妖精／ピエロ
恋人（男）、妖精


藤田 ちひろ（中2）
果物／ようこ、三毛猫


良知 勇成（中1）
ユウト／クモA、白馬


山田 もか（中1）
ケンタ／クモダンサー、妖精


石井 美和（小6）
かおる／クモダンサー、妖精


加藤 紗和（小6）
みゆき／果物、妖精


山田 はつき（小5）
マサオ／果物、妖精


松久 由香里（小4）
タケシ／果物、妖精


矢澤 七音（小3）
タケシ／子猫


齋藤 光（小3）
小犬／妖精／果物、妖精


木下 夏帆（小3）
妹／子猫


茂呂 柚希（小2）
転ぶ女の子／子猫

石井 鈴葉（高1）
クモダンサー
ゆかり、おばあさん／妖精

津久井 結棚（小6）
妹／クモダンサー、妖精

豊田 かあな（小6）
クモダンサー、妖精

田中 響貴（小4）
ユウト／クモB、白馬

河合 寿々（小3）
転ぶ女の子／子猫

日吉 蘭（小3）
妹／子猫

津久井 楓花（小3）
妹／子猫

太田 一二三（小2）
ユウト／子猫

星野 伶奈（小2）
転ぶ女の子／子猫

劇団員募集
- 対象　小学生～高校生（年長児応相談）
- 稽古　毎週月曜日18:00～20:00
- 場所　三島市民文化会館、清水町地域交流センター 他
- 会費　入会金 あり
- お問合せ　mnkm201410@gmail.com

主なキャスト			
配　役	いちご組 7日13:00	バナナ組 7日17:00	ぶどう組 8日14:00
ナナ	岩本　日和	宇野　碧衣	阿部　栞歩
ピエロ	小林姫咲葵	宮田　朱里	小濱　千咲
小犬	齊藤　光	佐藤ゆきみ	猿田　のん
青年・王子	清水　そら	宮田　希美	高村衣良織
果物屋主人	山本　琴葉	山本　琴葉	平川　千聖

「なんなんとうに雪がふる」
2025年3月30日（日）　三島市民文化会館 大ホール

昨年の公演

「餡屋の夜に・・・」
2025年10月5日（日）　静岡県健康福祉交流プラザ

児童劇団 大きな夢
児童劇団「大きな夢」は、三島・長泉子どもミュージカルを含め、首都圏、札幌、福岡等、全国26カ所で子どもミュージカルの活動をサポートしています。
〒206-0812 東京都稲城市矢野口851-2　TEL 042-401-5345　https://ookinayume.jp

（第１号様式）

令和８年８月２７日

函南町教育委員会
教育長　久保田 浩子　様

〒 410-0122
住　所 [redacted]
申請者　Tel [redacted]
団体名及び申請者の氏名
田方文化協会連絡協議会
会長　　佐藤 泰博

函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	令和８年度静岡県広域文化事業 田方文化祭（舞踊・ダンス）		
期　日	令和９年１月３１日（日）１０：００～１６：００		
会　場	函南町文化センター　多目的ホール		
主催者	団体名	田方文化協会連絡協議会 （函南町・伊豆の国市・伊豆市文化協会）	
	代表者	会長　佐藤 泰博	
	所在地	[redacted]	
共催又は後援団体（申請予定を含める）	有・無（有りの場合はその名称）	共　催	なし
		後　援（予定）	函南町教育委員会　伊豆の国教育委員会 伊豆市市教育委員会 静岡新聞社・静岡放送　伊豆日日新聞 伊豆箱根鉄道

令和8(2026)年度 田方文化祭(舞踊・ダンス)事業計画

1. 事業名　令和8年度静岡県広域文化事業「田方文化祭」(舞踊・ダンス)

2. 事業概要　田方文化協会連絡協議会(田文連)の令和8年度静岡県広域文化事業として田方文化祭(舞踊・ダンス)を開催する。

3. 対象者　函南町・伊豆の国市・伊豆市の文化協会所属の団体 および市町民

4. 目 的　静岡県地域文化団体連絡協議会の、令和８年度広域文化事業として、東部地区・ 第4ブロック(函南町　伊豆の国市　伊豆市) の 田方文化協会連絡協議会 (田文連) が、日頃実践している文化活動の成果を、文化祭を通して公開することで、地域文化の向上と発展 及び 心豊かな街づくりに貢献し、また ３市町文化協会の交流・連係・親睦を図ることを目的とする。

5. 開催日　令和9(2027)年1月31日(日) 10時 ～ 16時

6. 会 場　函南町文化センター 多目的ホール

7. 出演団体　各文化協会の舞踊、ダンス団体。

8. 経 費　令和8年度田文連予算と、静岡県地域文化団体連絡協議会の広域文化事業補助金を充てる。

9. 参加料　参加費、入場料は無料とする。

10. 主 催　田方文化協会連絡協議会 (田文連)

11. 後 援　函南町 伊豆の国市 伊豆市教育委員会 伊豆箱根鉄道
静岡新聞社・静岡放送　伊豆日日新聞

12 広 報　ポスター　チラシ　各市町広報誌

13. 運 営　田方文化協会連絡協議会　文化祭実行委員会

以 上

令和７年度　静岡県広域文化事業

田方文化祭

歌唱・演奏・朗読

狩野川で結ばれて



開催日　2月8日（日）

（9:45～16:30）

入場無料

会　場　市民文化ホール

（修善寺生きいきプラザ）

主催：田方文化協会連絡協議会

後援：伊豆市教育委員会／伊豆の国市教育委員会
函南町教育委員会／伊豆箱根鉄道
静岡新聞社・静岡放送／伊豆日日新聞

令和７年度 田方文化祭 プログラム

予定時間	団 体 名	発表ジャンル	所 属
9:45	ハモリの集い	合唱	伊豆市
10:00	カイマナヒラ	ウクレレ	伊豆市
10:15	朗読の会	朗読	伊豆市
10:30	信滉会	民謡	伊豆市
11:00	ハーモニカサークルあすなろ	ハーモニカ	伊豆市
11:15	二胡の仲間たち	二胡	伊豆の国市
11:30	二胡サークル故響	二胡	伊豆市
11:45	劇団「蓮華草」	朗読	伊豆の国市
12:00	アロハイイヴィ	ウクレレ	函南町
12:15	溪聲会	尺八	函南町
昼休み			
13:00	大正琴愛好会	大正琴	伊豆の国市
13:15	エコ・グレース	合唱	函南町
13:30	IZUオカリナサークル風の音	オカリナ	伊豆市
13:45	箏曲千鶴の会	箏曲	函南町
14:00	ギターサークル北条ハーモニー	フォークソング・昭和歌謡	伊豆の国市
14:15	朗読サークル言の葉	朗読	函南町
14:30	Three Chords	フォークソング	伊豆の国市
14:45	伊豆ギターサークル	フォークソング・歌謡曲	伊豆の国市
15:00	かたリスト	朗読	伊豆の国市
15:15	シルバーフォックス	バンド演奏	伊豆市
15:30	伊豆の国混声合唱団	合唱	伊豆の国市
15:45	ウクレレ・ホアロハ	ウクレレ	伊豆市
16:00	ダンディーズ	バンド演奏	伊豆市

＊ 開始時間はプログラムより前後することがありますのでご了承下さい

国研究公発第２００４－６号
令 和 ８ 年 ９ 月 ７ 日

函南町教育委員会教育長　殿

申請者　日本大学国際関係学部長
渡 邊　武一郎
〒411-8555
三島市文教町２丁目31番145号
電話（０５５）９８０-０８０８

令和８年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座の後援について（依頼）

下記により標記事業を開催するにあたり，貴職のご後援を賜りたく，よろしくお願い申し上げます。

記

開催の趣旨 目　　的	本学の教員による市民公開講座を開催し，地域住民との交流を深め，地域文化の向上に寄与するものとする。
名　　称	令和８年度日本大学国際関係学部下期市民公開講座
団　　体 主催所在地 代 表 者	日本大学国際関係学部・日本大学短期大学部(三島校舎) 日本大学国際関係学部生活科学研究所 〒411-8555　三島市文教町２丁目３１番１４５号 日本大学国際関係学部長　渡 邊　武一郎
開催日時	自　令和８年１１月４日(水)～至　令和８年１１月２５日(水) 午後６時１５分～午後７時４５分（日程は別紙，計４回）
会　　場	日本大学国際関係学部　三島駅北口校舎１階大教室
参 加 料	無　　料
事業の内容	統一テーマ 「旅する文化」 (詳細別紙添付)
そ の 他	しずおか県民カレッジ連携講座

以　上

令和８年度下期市民公開講座

統一テーマ
「旅する文化」

開　催　日	講　演　者	演　　題
第１回 １１月４日(水)	日本大学国際関係学部 専任講師　簗田　香織	日本の巡礼文化史 ～江戸の物見遊山から現代の徒歩巡礼まで～
第２回 １１月１１日(水)	日本大学短期大学部 (三島校舎) 教授　永田　美江子	旅とホスピタリティ―心地よい旅の楽しみ方―
第３回 １１月１８日(水)	筑波大学 人文社会ビジネス学術院 社会科学研究群 群長　小野　正樹	言葉のパスポート―旅と文化交流からみる日本語教育学
第４回 １１月２５日(水)	日本大学国際関係学部 教授　芳賀　理彦	世界を旅する日本のアニメ：アメリカが観る宮崎駿作品

・時　　間　　１８時１５分～１９時４５分
・定　　員　　３００名
・受 講 料　　無 料
・会　　場　　三島駅北口校舎１階大教室
・申込資格　　参加自由

主　　催　　日本大学国際関係学部　日本大学短期大学部（三島校舎）
　　日本大学国際関係学部生活科学研究所

後　　援　　三島市
（予　定）　　三島市教育委員会　裾野市教育委員会　清水町教育委員会
　　長泉町教育委員会　函南町教育委員会
　　しずおか県民カレッジ連携講座

以　上

（第１号様式）

令和８年　９月１０日

函南町教育委員会

住　所 静岡市葵区北安東二丁目21番25号
申請者　一般社団法人シヅクリ
氏　名　山下　由　修
事務担当者：河嶋庸乃
連絡先：[redacted]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	シヅクリ PROJECT 「2026 静岡カップ」		
期　日	ファーストステージ 令和 9 年 1 月 16 日(土)8 時 30 分～16 時 30 分 セカンドステージ 令和 9 年 1 月 23 日(土)8 時 30 分～16 時 40 分		
会　場	ファーストステージ(沼津、静岡、浜松の 3 会場に分かれて実施) 沼津会場:沼津情報・ビジネス専門学校(沼津市西条町 17-1) 静岡会場:清水国際高等学校(静岡市清水区天神 1 丁目 4-1) 浜松会場:浜松商業高等学校(浜松市中央区文丘町 4-11) セカンドステージ SIST グループ静岡駅前キャンパス(静岡市葵区御幸町 20)		
主催者	団体名	一般社団法人シヅクリ	
	代表者	山下　由修	
	住　所	静岡市葵区北安東二丁目21番25号	
共催又は	有・無	共　催	学校法人静岡理工科大学

後援団体	（有りの場合はその名称）	後　援 （申請中）	静岡県 静岡市 裾野市 浜松市 湖西市 静岡県教育委員会 静岡市教育委員会 沼津市教育委員会 富士市教育委員会 浜松市教育委員会 湖西市教育委員会 清水町教育委員会 函南町教育委員会 静岡大学 静岡商工会議所 浜松商工会議所 静岡経済同友会（静岡協議会・東部協議会） ふじの国未来財団 浜松地域イノベーション推進機構 ベンチャースタートアップ協会

事業の対象 と 目　的	対象は探究プログラムを学んでいる中学生、高校生。 シヅクリ PROJECT は「静岡の豊かな未来の創造」を目的に、県内の中学・高校と地域社会（企業）をつなぐ新しいコミュニティです。生徒たちが地元企業の魅力に触れ、地域資源がもつ可能性を生徒の視点から見出すことを通して、地域の未来を主体的に描く力を育む。「2026 静岡カップ」では、県内 27 校の中高生と 49 社の地域企業が連携し、探究的な学びを通じて生まれた成果を発表する。生徒たちが自らの視点で地域の可能性を見出し、課題解決への提案を行うことで、主体的に未来を描く力を育成するとともに、企業と地域社会との共創を促進し、静岡の持続的な発展に寄与することを目的とする。		
事業内容	県内の中高生が、地元企業と協働して行った探究学習の成果を発表するプレゼンテーション型イベント。企業のリソースと地域資源を組み合わせ、地域をより良くするためのイノベーションプランを提案する。また、発表後には参加者同士の交流を促し、学びや視点を広げる機会を創出する。		
申請理由	函南町立函南中学校、函南町立東中学校が、昨年に引き続きプログラムに参加していることから。		
入場料	有　料 ・ 無　料	有料の場合の金額	円

※　開催の事業資料を添付してください。

※　入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

シヅクリ PROJECT 「2026 静岡カップ」実施要項

1　プロジェクト趣旨

シヅクリ PROJECT は「静岡の豊かな未来の創造」を目的に、県内の中学・高校と地域社会（企業）をつなぐ新しいコミュニティです。生徒たちが地元企業の魅力に触れ、地域資源がもつ可能性を生徒の視点から見出すことを通して、地域の未来を主体的に描く力を育みます。企業の力と地域の可能性をかけ合わせた探究を推進することで、次世代を担う若者が「地域を牽引するリーダー」として地元に根を張り、企業や地域と共に成長していく流れを創出することを目指します。こうした共創の営みが、静岡の持続的な発展を支える原動力となることを期待しています。

2　目　的

中学生及び高校生による探究的な学びの成果発表の場として「静岡カップ」を開催します。各校から選出された代表チームが、これまでの探究の成果を広く地域社会に発信するとともに、校種や学年、世代を越えて互いに学び合う場を創出することを目的とします。

3　日　時

❶ファーストステージ：2027 年 1 月 16 日(土) 8 時 30 分から 16 時 30 分まで
❷セカンドステージ：2027 年 1 月 23 日(土) 8 時 30 分から 16 時 40 分まで

4　会　場

❶ファーストステージ（沼津、静岡、浜松の 3 会場に分かれて実施）
沼津会場：沼津情報ビジネス専門学校（〒410-0804 沼津市西条町 17-1）
静岡会場：清水国際高等学校（〒424-0809 静岡市清水区天神 1 丁目 4-1）
浜松会場：浜松商業高等学校（〒432-8004 浜松市中央区文丘町 4-11）
❷セカンドステージ
ＳＩＳＴグループ静岡駅前キャンパス（〒420-0857 静岡市葵区御幸町 20 番地）

5　主　催

静岡カップ実行委員会（一般社団法人シヅクリ）

6　共　催

学校法人静岡理工科大学

7　後　援　＊現在申請中（以下は 2025 年度実績）

静岡県　静岡市　裾野市　浜松市　湖西市　静岡県教育委員会　静岡市教育委員会
沼津市教育委員会　富士市教育委員会　浜松市教育委員会　湖西市教育委員会
清水町教育委員会　函南町教育委員会　静岡大学　静岡商工会議所　浜松商工会議所
静岡経済同友会（静岡協議会・東部協議会）　ふじの国未来財団
浜松地域イノベーション推進機構　ベンチャースタートアップ協会

8　タイムスケジュール

❶ファーストステージ（※今後以下の時間設定の変更はあり得ます）
参加企業 49 社が選出した「優秀賞」受賞チームが出場します。
参加企業を地域ごとに 3 会場に分けて開催します。以下は基本となるタイムスケジュール例であり、会場によって、午後の部のみの開催になるなど一部異なる場合があります。

【午前の部】	【午後の部】
8:30　受付	13:00　受付
9:00　打合せ・リハーサル	13:30　打合せ・リハーサル
9:30　全体オープニング、プレゼンテーション	14:00　全体オープニング、プレゼンテーション
10:40　審査、結果発表、クロージング	15:10　審査、結果発表、クロージング

❷セカンドステージ（※今後以下の時間設定の変更はあり得ます）
ファーストステージを経て選出された、参加企業の代表（「企業賞」受賞）34 チームが出場します。
代表 34 チームを午前の部・午後の部に 17 チームずつ分け、各部とも 2 会場で同時に発表を行います。

【午前の部】	【午後の部】
8:30　受付	13:00　受付
9:10　午前の部オープニング	13:40　午後の部オープニング
9:20　プレゼンテーション	13:50　プレゼンテーション
11:40　交流、結果発表、クロージング	16:00　交流、結果発表、クロージング

9　静岡カップの流れ（仕組み）

①　12月25日　各企業の「優秀賞」を公式発表

各校での発表会を経て、各企業が優秀賞を選出します。
原則として各企業が4チームを選出し、優秀賞を受賞したチームはファーストステージへ進出します。なお、企業によって担当する学校数・チーム数が異なることから、選出割合をできるだけ平準化するため、3校以上を担当する企業については、4チームを超えて選出することができます。
選出された優秀賞チームは、12月25日にシヅクリHPで公式発表します。

②　1月16日　ファーストステージ

各企業が選出した優秀賞チームが出場し、プレゼンテーションを行います。
その中から、各企業を代表する「企業賞」1チームを決定します。企業賞を受賞したチームは、セカンドステージへ進出します。なお、本年度は、1校のみを担当する協力企業が複数社あるため、該当する企業については、各社が選出した優秀賞チームによる合同の発表・審査を行い、その中からセカンドステージへ進出する代表チームを決定します。

③　1月23日　セカンドステージ

各企業の「企業賞」を受賞した代表チームが出場します。
午前の部・午後の部ともに2会場で同時にプレゼンテーションを行い、各会場から1チームずつ、計4チームをグランプリとして選出します。

10　シヅクリPROJECT参加企業及び学校

①　参加企業

株式会社アイティエス　株式会社青島文化教材社　株式会社エコム　株式会社エステック
株式会社SBS情報システム　NTT西日本株式会社静岡支店　エンケイ株式会社　遠州鉄道株式会社
大河原建設株式会社　加和太建設株式会社　株式会社木村鋳造所　株式会社共和工機
株式会社建設システム　株式会社静岡銀行　静岡市消防局　静岡新聞社・静岡放送　静岡鉄道株式会社
学校法人静岡理工科大学　清水食品株式会社　自衛隊静岡地方協力本部　鈴与株式会社
鈴与システムテクノロジー株式会社　裾野市役所　須山建設株式会社　株式会社大輝
中部電力パワーグリッド株式会社　株式会社TOKAI　トヨタユナイテッド静岡株式会社
日本軽金属株式会社　橋本エンジニアリング株式会社　浜松いわた信用金庫　富士宮通運株式会社
フジ物産株式会社　株式会社ヤマト製作所　ヤマハ発動機株式会社　理研軽金属工業株式会社
リョービ株式会社静岡工場　ローランド ディー.ジー.株式会社
（協力企業）イオンリテール株式会社イオンスタイル富士宮　井上建設株式会社　函南東部農業協同組合
光和電気工事株式会社　株式会社佐藤工機　株式会社田子の月 株式会社ティーケーシン静岡工場
深沢消防産業株式会社　株式会社フルーツバスケット　雄大グループ株式会社　酪農王国株式会社

②　参加学校

静岡市立観山中学校　静岡市立豊田中学校　富士市立岳陽中学校　富士市立富士南中学校
富士市立吉原第二中学校　沼津市立浮島中学校　沼津市立第一中学校　清水町立清水中学校
清水町立南中学校　函南町立函南中学校　函南町立東中学校　静岡サレジオ中学校
常葉大学附属常葉中学校　静岡県立裾野高等学校　静岡県立浜名高等学校　静岡県立浜松湖東高等学校
静岡県立浜松商業高等学校　静岡県立富岳館高等学校　静岡県立藤枝東高等学校　磐田東高等学校
静岡学園高等学校　静岡女子高等学校　清水国際高等学校　学校法人静岡理工科大学星陵高等学校
東海大学付属静岡翔洋高等学校　クラーク記念国際高等学校静岡キャンパス
クラーク記念国際高等学校浜松キャンパス

11　問い合わせ先

静岡カップ実行委員会（担当：八木）　Mail：info@sdkr.jp　HP：https://sdkr.jp/

（第１号様式）

２０２６　年　９　月16　日

函南町教育委員会
教育長　様

住　所 [redacted]

申請者

氏　名　遠藤　健司

（連絡先）[redacted]

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2026　函南・みんなの平和展		
期　日	2026年11月22日、23日		
会　場	函南町文化会館　多目的ホール		
主催者	団体名	2026　函南・みんなの平和展　実行委員会	
	代表者	丸山　英子	
	所在地	[redacted]	
共催又は後援団体（申請予定を含める）	有・無（有りの場合はその名称）	共　催	なし
		後　援	函南町 函南町教育委員会

裏面があります。

受付
8.9.16
生涯学習課

事業の対象 と 目　的	対象：函南町民及び近隣市町に在住する人又は勤務する人。　（参加に制限なし） 目的：これまで、被爆をはじめ戦争による被害に焦点を当てた展示を行ってきましたが、戦争には加害の側面もあることを提供し、あらためて平和の尊さを学び合いたいと思います。		
事業内容	1. パネル展示　731 部隊を知っていますか。 2. パネル展示　万人抗を知っていますか 3. DVD 上映　医の倫理と戦争		
申請理由	1. 特定の世代や分野に関わらず、幅広い町民に関心を持っていただけるから。		
入場料	有　料 ・ （無　料）	有料の場合の金額	円

※　開催の事業資料を添付してください。

※　入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

無かったことにしてはいけない
戦後81年 戦時日本の加害



731部隊を知っていますか？



細菌/毒ガス兵器開発
人体実験と生体解剖
をした 医療部隊

実験対象者は
マルタと呼ばれた

万人抗を知っていますか？

日本企業の酷使、暴力で死んだ 中国人の「人捨て場」

遼寧省　大石橋マグネシウム高山/北票炭鉱
遼寧省　阜新炭鉱/弓張嶺鉄鉱山
山西省　大同炭鉱
河北省　龍煙鉄鉱　・・・・
安徽省　淮南炭鉱

映画「医の倫理と戦争」



人体実験と生体解剖を隠蔽して、戦後日本の
医学界の中心へ上り詰めた 医者たち

上映　11月22日 13:30~15:00　11月23日 10:30~12:00、13:30~15:00

2026 函南みんなの平和展

とき　2026年11月22日(日)、23(月)　10:00~17:00
会場　函南町文化センター　多目的ホール　**入場無料**

函南・みんなの平和展 実行委員会　委員長 丸山英子 ／ 事務局 遠藤健司 [redacted]